

# 飼料の安全使用のしおり

——安全な畜産物の生産のために——

令和 5 年 度

長崎県農林部畜産課

# 目 次

1	法律の規制	1
(1)	畜産物と食品衛生法	1
(2)	ポジティブリスト制度について	2
(3)	飼料安全法と医薬品医療機器等法	3
2	飼料安全法について	5
(1)	目 的	5
(2)	飼料に対する規制	5
(3)	飼料添加物に対する規制	5
(4)	飼料添加物と飼料添加剤（動物用医薬品）の相違	7
(5)	飼料の表示制度	7
(6)	帳簿の備付け	11
3	飼料安全法に基づく届出	12
	届出先及び届出様式及び主な届出の様式に基づく記載例	15
	届出書記載上の注意	36
	公定規格が定められている飼料の種類	43
	公定規格による原材料名一覧	45
4	畜産農家での留意事項	46
(1)	飼料の適正使用	46
(2)	飼料の使用状況の記録	47
5	肉骨粉等の取扱いについて	48
6	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン	50
7	食品残さの飼料利用について	52
(1)	食品残さの安全使用について	52
(2)	飼料安全法に基づく届出について	53
8	食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン	54
9	粗飼料の異物混入について	65
10	飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定について	66
11	飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について	69
12	飼料安全法及びBSE発生防止のための飼料規制の順守に係る検査・指導について	84

## 1 法律の規制

### (1) 畜産物と食品衛生法

食品は、人の健康の維持増進に役立つことを目的としており、公衆衛生上の見地から、食品衛生法で食品の規格基準が設けられています。もし販売されている食品に規格基準に合致しないものが発見されればその食品は廃棄処分をうけます。また、営業者は営業禁止等の措置をうけることがあり、罰則も設けられています。

食品衛生法上では、畜産物に次のような規制がなされています。(食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号抜粋))

- ① 食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合、成分規格が定められている場合、及び当該食品が成分規格に適合する食品を原材料として製造又は加工されたものである場合はこの限りではない。
- ② 乳等は、抗生物質及び化学的合成品たる抗生性物質を含有してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合、成分規格が定められている場合、及び当該乳等が成分規格に適合する食品を原材料として製造又は加工されたものである場合はこの限りではない。
- ③ 分娩後5日以内のもの、乳に影響のある薬剤を服用させ、又は注射した後、その薬剤が乳に残留している期間内のもの、及び生物学的製剤を注射し著しく反応を呈しているものから乳を搾取してはならない。
- ④ 厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した獣畜、家きんの肉等を、食品として販売等してはならない。
- ⑤ 生乳または生山羊乳を使用して食品を製造する場合は、その食品の製造工程中において、生乳または生山羊乳を63℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。
- ⑥ 血液、血球又は血漿(獣畜のものに限る。以下同じ。)を使用して食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、血液、血球又は血漿を63℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。
- ⑦ 食品の製造、加工又は調理に使用する鶏の殻付き卵は、食用不適卵であってはならない。

鶏の卵を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、70℃で1分間以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、品質保持期限を経過していない生食用の正常卵を使用して、割卵後速やかに調理し、かつ、その食品が調理後速やか

に摂取される場合及び殺菌した鶏の液卵を使用する場合にあっては、その限りではない。

⑧ 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、せき柱を除去しなければならない。

食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高温かつ高压の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りではない。

⑨ 販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、牛の肝臓又は豚の食肉を使用して食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において牛の肝臓又は豚の食肉の中心部の温度を63℃で30分以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、一般消費者が飲食に供する際に加熱することを前提として販売する場合、又は食肉製品を販売する場合については、この限りではない。加熱を前提として販売する場合は、その販売者は、一般消費者が飲食に供する際に当該食品の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。

## (2) ポジティブリスト制度について

「ポジティブリスト制度」は、食品衛生法に基づき平成18年5月29日から導入された制度で、食品中に残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、「農薬等」といいます。）が残留する食品の製造、加工、販売等を原則禁止する制度です。

これまでの制度では、残留基準のない農薬等が食品から見つかっても、それが抗菌性物質以外の物質であった場合には、食品衛生法による販売等の規制ができませんでしたが、ポジティブリスト制度の導入後は、残留基準がない農薬等が食品から見つかればその販売等が禁止されます。

このように、ポジティブリスト制度の下では食品衛生法によって畜水産物に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品がこれまでより広く規制されますので、畜産関係者の方々は、今後この新しい制度を十分理解した上で、安全な畜産物を生産していただくことが必要になります。

農薬は農薬取締法、動物用医薬品は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、飼料添加物は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、「飼料安全法」という。）により国内での登録、承認、指定がなされており、これらの法律に基づいて使用方法等が規制されています。

ポジティブリスト制度の施行に伴い、多くの農薬、動物用医薬品及び飼料添加物成分について畜産物中の残留基準が設定されることから、畜産物において食品衛生法に違反する

ようなこれらの成分の残留を未然に防止するために、飼料安全法に基づく飼料中の農薬の残留基準値の設定（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正）、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の使用基準の設定・改正（動物用医薬品の使用の規制に関する省令の改正）が行われ、平成18年5月29日から施行されました。

また、この他にも個々の動物用医薬品について従来承認されていた休薬期間の変更等が行われています。

飼料添加物については、従来の使用方法を遵守すれば、食品衛生法に違反するような残留はしないことが確認されていますので特に変更はありません。

いずれにしても、平成18年5月29日までに必要な対応が行われており、定められた使用方法を遵守して使用すれば、食品中への農薬等の残留は問題になることはないと考えられます。

### (3) 飼料安全法と医薬品医療機器等法

飼料安全法では抗菌性物質製剤（以下「抗菌性物質」という。）のうち11品目が「飼料の含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として特定添加物に指定されています（令和5年7月24日現在）。これらの抗菌性物質を含む飼料は各品目ごとにその使用基準（対象家畜、使用期間）が定められており、出荷前の一定期間は必ず休薬飼料を使用しなければなりません。また、抗生物質である飼料添加物を飼料に添加する場合には飼料製造管理者の設置が必要です。これらのことには罰則も設けられています。

一方、医薬品医療機器等法では家畜疾病の予防・治療等の目的で抗菌性物質を使用する場合、それらのほとんどは獣医師の診療をうけ指示書の交付をうけてから購入し、その指示内容に従い使用しなければなりません。

#### 【動物用医薬品の使用規制】

抗菌性物質は、使用方法を誤ると畜産物中に残留して人間の健康を損なう恐れがあるため、より適切な使用がなされなければなりません。そのため、医薬品医療機器等法の一部改正（昭和56年4月1日施行）により、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（以下、「使用規制省令」という。）」が設けられ、抗菌性物質には使用対象動物・用法・用量・使用禁止期間等の遵守義務が定められるとともに、罰則規定も設定されました。

抗菌性物質の使用にあたっては、使用規制省令に該当する成分と同一の飼料添加物を含む飼料に加えて使用する場合は、その用量から当該飼料が含む当該成分量を差し引いた量を投与しなければならないことになっています。

使用規制省令に該当する成分以外にも休薬期間が設定された動物用医薬品がありますが、その期間を遵守しなければならないのは勿論のことです。

このように、飼料安全法と医薬品医療機器等法は畜産物の安全性を確保するうえで密接

な関係にあり、これらの法律の遵守によって、消費者が安心して購入できる畜産物の生産を図ることが重要です。

(注) 動物用医薬品についての質問がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所へお尋ね下さい。

## 2 飼料安全法について

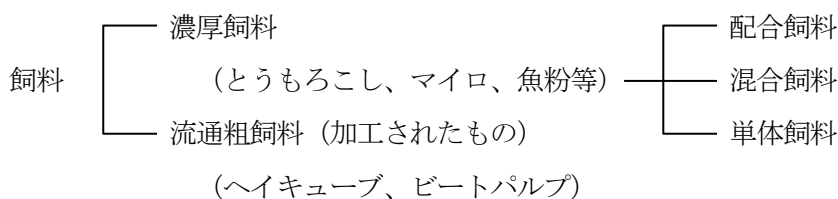
### (1) 目的

飼料や飼料添加物の使用等が原因となって、有害な畜産物が生産されたり、家畜等に被害が発生し畜産物の生産が阻害されることを防止するため、飼料や飼料添加物の製造・使用・表示の基準、成分規格等を定め、安全な畜産物の生産の確保を目的としています。

### (2) 飼料に対する規制

飼料とは家畜等の栄養に供することを目的として、最終的に家畜等の口に入る物すべてをさし、飼料製造工場で生産された配合飼料はもちろんのこと、自家配合飼料、残飯飼料、麴等の単体飼料も法規制されています。

特に飼料添加物を含む配合飼料の規制が厳しくなっています。



### ◎対象家畜等

飼料安全法が、規制対象とする家畜等とは、次のものをいいます。

#### ① 家畜

牛、馬（食用に供さないものは除く）、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂

#### ② 水産動物

ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用に供さないものは除く）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな

※ 上記以外の動物の飼料、例えば、馬用（食用に供さないもの）及びペットフードには飼料安全法上の規制はありません。

### (3) 飼料添加物に対する規制

飼料添加物とは、①飼料の品質低下の防止、②飼料の栄養成分その他有効成分の補給、③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として飼料に添加（添加、混和、浸潤）するもので、農林水産大臣の指定を受けたものが現在160品目あります。（表1）

飼料添加物は微量で大きな効果を発揮し、一定期間連続して用いられることから、使用方法を誤れば、家畜に被害を与えるばかりでなく、畜産物に残留し、人の健康をそこなうおそれがあるため、特に、抗菌性物質は添加することのできる飼料及び添加量が定められています。

なお、飼料添加物を二種類以上混合した、いわゆるプレミックスも、飼料添加物として取扱われています。

表1 飼料添加物一覧（独立行政法人農陳水産消費安全技術センターHPより、令和5年7月24日現在）

農林水産省令で定められている用途	類別	指定されている飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止 (17種)	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
	防かたまり剤(☆) (3種)	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、プロピレングリコール、ポリアクリル酸ナトリウム
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	調整剤 (1種)	ギ酸
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (96種)	アミノ酸等 (18種)	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、L-イソロイシン、塩酸L-ヒスチジン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、グアニジノ酢酸、L-グルタミン酸ナトリウム、タウリン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、L-メチオニン、硫酸L-リジン
	ビタミン (34種)	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフトン、イノシトール、塩酸ジベンゾイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β-カロチン、コレカルシフェロール、酢酸d1-α-トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD3油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酸エステル
	ミネラル (41種)	塩化カリウム、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、DL-トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸銅(結晶)、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(結晶)
	色調強化剤(カロテノイド) (3種)	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (47種)	合成抗菌剤(☆) (5種)	アンブロリウム・エトパベート、アンブロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
	抗生物質(☆★) (11種)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
	着色料 (1種)	着色料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着色の目的で使用されるものをいう。)
	呈味料 (1種)	サッカリンナトリウム
	酵素 (13種)	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β-グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、フィターゼ、ムラミダーゼ、ラクターゼ、リパーゼ
	生菌剤 (11種)	エンテロコッカス フェッカーリス、エンテロコッカス フェシウム、クロストリジウム、ブチリカム、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス パディウス、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
有機酸 (5種)	安息香酸、ギ酸カルシウム、グルコン酸ナトリウム、ニギ酸カリウム、フマル酸	
(合計 160種)		

備考：☆…抗菌性物質製剤 (各抗菌性物質の安全性に係る試験成績の公表について)  
★…特定添加物



(4) 飼料添加物と飼料添加剤（動物用医薬品）の相違

飼料添加物と飼料添加剤の相違については次のようなものがあります。

- ① 飼料添加剤は動物の疾病の診断、治療または予防の目的で使用される動物用医薬品です。
- ② 飼料添加剤を製造・輸入販売しようとする場合は農林水産大臣の許可が必要です。飼料添加物の場合は届出が必要です。
- ③ 飼料添加剤の中には要指示薬が含まれており、販売業者が農家に販売する場合は獣医師の処方せんまたは指示書が必要です。

飼料添加物ではこれらの手続きは必要ありませんが、使用の基準や飼料製造管理者の設置など、法令で責任をもたせるようなしくみになっています。

(5) 飼料の表示制度

表示制度は、飼料の消費者である畜産農家が、飼料を購入する時に、栄養成分に関する品質や配合割合等が容易に識別できるように定められた制度です。（「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」昭和51年7月24日付け農林省告示第760号）

飼料には、次に掲げる一般表示事項を表示しなければなりません。

ア 飼料の名称

イ 飼料の種類

ウ 製造（輸入）月日

エ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

オ 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

【配合飼料の表示例】

飼料の名称	長崎印〇〇用配合飼料		
飼料の種類	〇〇育成用		
製造年月日	20〇〇. 〇		
製造業者の氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社		
及び住所	長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地		
製造事業場の名称及び所在地			
対象家畜等	〇〇〇	〔成分規格等省令別表第1の1〕 〔の(1)のイの注1により記載〕	
正味重量	〇〇kg		
成分量			
粗たん白質	%以上	粗脂肪	%以上
粗繊維	%以下	粗灰分	%以下
カルシウム	%以上	りん	%以上
可消化養分総量 (代謝エネルギー)	%以上		
含有する飼料添加物の名称	〇〇〇	〇〇g力価/トン	
及び量	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 [注1]		

[注意] 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの等以外には使用できません。  
2 この飼料は、食用を目的としてと殺する前7日間は使用できません。

原材料の区分	配合割合	原 材 料 名	[注2]
穀 類	%	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	(〇〇〇)
植物性油かす類		〇〇〇 落花生油かす [〇%]	(〇〇〇)
動物質性飼料		〇〇〇 〇〇〇	(〇〇〇)
そうこう類		〇〇〇	(〇〇〇)
その 他		〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	(〇〇〇)
		〇〇〇	(〇〇〇)

1 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。  
2 ( ) 内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。  
[注3]

(注1) 量の表示を要さない飼料添加物は、名称のみを列記する。

(注2) ① 法第3条に基づき配合割合の表示を義務づけられて飼料は次の例により表示する。

落花生油かす [2%]

② 規格適合表示飼料である原料は、規格適合〇〇〇と表示してもよい。

(注3) 使用上の注意事項、保存上の注意事項が義務づけられているもの(例えば尿素を用いた場合)は、当該表示を〔注3〕の箇所に記載すること。

表2 表示の基準

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1) 大 豆 油 か す	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維や成分量の最大量
	(2) 魚 粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3パーセントを超えるものに限る。)
	(3) フ ェ ザ ー ミ ール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6パーセントを超えるものに限る。)
	(4) 肉 骨 粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉 粉	(4)に同じ
	(6) 血 粉	(4)に同じ
配 合 飼 料		一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 (環境負荷低減型配合飼料にあつてはその成分量の最大量) 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウム成分量の最小量 リンの成分量の最小値 (環境負荷低減型配合飼料にあつてはその成分量の最大量) 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量 (牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量 (鶏に使用されるものに限る。) 原材料名 原材料の区分及び区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1) とうもろこしと魚粉又はフィッシュソリュブル吸着飼料とを混合したものの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
	(2) フィッシュソリュブル吸着飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6パーセントを超えるものに限る。)
	(3) 糖 蜜 吸 着 飼 料	一般表示事項 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
	(4) 1並びに(1)、(2)及び(3)に掲げる飼料の2種以上を混合したもの又はこれらの1種以上を混入した飼料であつて、2に掲げる飼料以外のもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 (植物質性のものが混入されているものに限る。) 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
	(5) その他の混合飼料	一般表示事項、原材料名

## 備 考

- 1 一般表示事項は、次のとおりとする。
    - (1) 飼料の名称
    - (2) 飼料の種類
    - (3) 製造（輸入）年月
    - (4) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
    - (5) 製造事業場の名称及び所在地（製造業者に限る。）
  - 2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びリンの分量は、飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の備考の1によるものとする。
  - 3 配合飼料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、公定規格の備考2によるものとする。
  - 4 「揮発性塩基性窒素」とは、水で振とう抽出した試料液を、弱アルカリ性で蒸留して得られる窒素をいう。
  - 5 「配合割合」とは、当該飼料中に占めるそれぞれの原材料の重量の当該飼料の重量に対する百分率をいう。
  - 6 「区分別配合割合」とは、原材料の区分別に、当該区分に属する原材料の配合割合を合計したものをいう。

（注）原材料は、穀類、そうこう類、植物性かす類、動物質性飼料及びその他に区分する。
- ※ ① 上記の他に、対象家畜、含有する飼料添加物とその含有量を表示しなければなりません。
- ② 一般表示事項には、正味重量も含まれます。

(6) 帳簿の備付け

飼料及び飼料添加物の製造、輸入業者は帳簿に下記の必要事項を記録し一定期間保存しておかないといけないことになっています。

ア 名 称

イ 数 量

ウ 原料又は材料の購入先、購入日、名称、数量（製造業者）

エ 輸入先国名、輸入の相手方の指名又は名称（輸入業者）

（製造されたものである場合、製造された国名、製造業者の氏名又は名称、原料又は材料の名称及び原産国名）

オ 輸入時の荷姿（輸入業者）

また、飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、及び相手方の氏名又は名称、荷姿を帳簿に記載し一定期間保存しなければならないことになっています。

帳簿の保存期間 8年間

【帳簿の記載例】

○出荷台帳

製品名 長崎印○○用配合飼料○○号 受入先 ○○飼料会社○○工場

出荷年月日	出荷先	荷姿	受入年月日	受入量	出荷数量(kg)	ロット番号	残量(kg)	備考
H26.1.30	○○農協○○支店 ○○畜産	20kg紙袋	H26.1.20	500kg	20kg×4=80kg	02AB1226	500kg	
H26.2.25		20kg紙袋			20kg×8=160kg	02AB1226	420kg	
.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.

### 3 飼料安全法に基づく届出

飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者は届出をしなければなりません。また、飼料添加物の中で抗菌性物質を含む飼料を製造する業者は「飼料製造管理者」を設置しなければなりません。

自家配合飼料を給与している農家は飼料製造業者に含まれますが、飼料製造業者の届出は不要です（届出義務の適用除外）。ただし抗菌性物質を使用するときは「飼料製造管理者」の資格を必要とし、「飼料製造管理者」設置の届出が必要です。

◎ 飼料及び飼料添加物の製造業者及び販売業者等の届出の留意事項は次のとおりです。

飼料及び飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届出なければなりません。

また、届出た事項に変更を生じた場合または事業を廃止したときは1ヶ月以内に届け出なければなりません。

届けは、本店等の所在する都道府県に対して行うようになっています。

届出の必要な業者は次のとおりです。

- ① 飼料又は飼料添加物の製造を業とする者
- ② 飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者
- ③ 飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で、製造業者及び輸入業者以外の者

ただし、自ら生産した農産物を飼料として販売する者は届出は不要です。

食品残さを飼料として販売する食品関連事業者も届出が必要となりますのでP52を参照ください。

※ 「製造」とは、飼料の原料又は材料に一定の人為的行為（物理的・化学的）を加えて飼料を作る行為又は、物理的、化学的変化を通じて飼料添加物を作る行為。飼料添加物の添加、混和、湿潤等の行為も該当する。

※ 「業とする」とは、ある者が一定の行為（製造、輸入、販売）を反復継続する意思をもって行うことを意味し、一回の行為であっても反復する意思をもって行われるときは、業として扱われます。営利を目的とすることは要しません。したがって、自家配合する場合であっても、これが反復継続する意思をもって行われる以上、製造業者に該当しますが届出義務の適用除外です。

※ 製造業者及び輸入業者は、自ら製造又は輸入する製品に関して、販売業者の届出は不要ですが、他社から購入した製品を販売する場合は、別途販売業者の届出も必要です。

- ◎ 飼料製造管理者が管理する飼料及び飼料添加物は次のとおりです。
- ① 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
  - ② 抗菌性物質製剤を含む飼料
  - ③ 飼料添加物
- ◎ 飼料製造管理者の資格条件及び資格取得方法は、次のとおりです。
- ① 獣医師又は薬剤師
  - ② 大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課題を修めて卒業
  - ③ 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令」第5条各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に3年以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していること
- ※ 講習会実施スケジュールについては、FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)のHPをご確認ください。

届出の種類、経由機関、届出先等

届出の種類	宛 先	経由機関	届 出 先 等		必要 部数
製 造 業 者 届 (変更届・事業廃止届)	農林水産大臣	本社所在地を 管轄する 都道府県	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理 課 (正本)	独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 福 岡 セ ン タ ー (写)	1部
輸 入 業 者 届 (変更届・事業廃止届)	同 上	同 上			
販 売 業 者 届 (変更届・事業廃止届)	県 知 事	—	—		1部
製 造 管 理 者 届 ( 変 更 届 )	農林水産大臣	—	FAMIC(独立行政法人 農林水産消費安全技術センター) 福岡センター (正本)		2部

- 注：1. 届出者はいずれも本社の代表者  
2. 飼料の届出と、飼料添加物の届出は、別業で届出

◎ 新規届は、業を開始する二週間前までに届出が必要です。変更届・事業廃止届は、変更・廃止から一月以内に届出が必要です。規定された期限までに届出がされなかった場合は、遅延理由書が必要となります。

◎ 製造業者届、輸入業者届（変更、廃止届含む）については、受理証明書等の発行は行われません。

◎ 製造を行う事業場及び販売・保管を行う事業場が複数の都道府県に所在する場合は、受理後に該当都道府県に写しを送付して下さい。

◎ 製造業者届、輸入業者届、販売業者届は最寄りの振興局（農業企画課もしくは農業振興普及課）へご提出ください。

◎ 製造管理者届は、FAMIC福岡センターへご提出ください。



〔届出様式〕 各様式とも日本工業規格 A4 で提出。

様式・記入例は、FAMIC HPにもございます。

(様式第1号)

(飼料)	(製造)	業 者 届
(飼料添加物)	(輸入 ※販売)	
		年 月 日
農林水産大臣	殿	
※長崎県知事	殿	
		住 所 氏 名
下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届け出ます。		
記		
1. 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
2. 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地		
3. 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地		
4. 製造、輸入又は飼料添加物の種類		
5. 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日		
6. 製造、輸入業者にあつては、製造、輸入する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類		
7. 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要		

(様式第2号)

(飼料)	(製造)	業 者 届 出 事 項 変 更 届
(飼料添加物)	(輸入 ※販売)	
		年 月 日
農林水産大臣	殿	
※長崎県知事	殿	
		住 所 氏 名
さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届けた事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。		
記		
1. 変更した事項		
2. 変更した年月日		

(様式第3号)

(飼料)	(製造)	業 者 事 業 廃 止 届
(飼料添加物)	(輸入 ※販売)	
		年 月 日
農林水産大臣	殿	
※長崎県知事	殿	
		住 所 氏 名
さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により製造 輸入 業者の届け出をしたが、 年 月 日限りで事業を 販売 廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。		

(様式第4号)

飼料製造管理者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
氏 名

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により、飼料製造管理者を設置したので、関係書面を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条に規定する（飼料、飼料添加物）の種類及び名称
2. 事業場の名称及び所在地
3. 飼料製造管理者の氏名、住所及び生年月日
4. 飼料製造管理者の職名、職種及び職務内容
5. 飼料製造管理者の設置の年月日

添付書類：飼料製造管理者の履歴書、資格を証する書面及び製造業者に対する関係を証する書面

(様式第5号)

飼料製造管理者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
氏 名

年 月 日付で届け出た飼料製造管理者届の届出事項について、下記のとおり変更を生じたので、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項
2. 変更した年月日

備考：飼料製造管理者を変更した場合は、新たに設置した飼料製造管理者の履歴書、資格を証する書面及び製造業者に対する関係を証する書面を添付すること。

[記載例]

記載例①

飼料製造業者届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

○○○○株式会社 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

長崎県○○(市町村)○丁目○番○号

2. 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

事業上の名称	事業上の所在地	承認年月日
○○○○株式会社○○工場	長崎県○○(市町村)○丁目○番○号	
○○○○株式会社○○工場	○○県○○市○○町○○番○○号	

注) 関税定率法第13条の第1項に規定する税関長の承認を受けている事業場は当該承認の年月日も記載する。

3. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

長崎県○○(市町村)○丁目○番○号(○○支店)

○○県○○市○○町○○番○○号(○○工場)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

長崎県○○(市町村)○丁目○番○号(○○支店)

○○県○○市○○町○○番○○号(○○工場)

4. 製造に係る飼料の種類

種 類
幼すう育成用配合飼料
子豚育成用配合飼料
にじます育成用配合飼料
動物性蛋白質混合飼料
魚 粉
○○○混合飼料

なお、輸出用及び試験研究用の飼料は次のとおりである。  
(輸 出 用)

種 類	名 称
幼すう育成用配合飼料	○○幼すう用飼料

(試験研究用)

種 類	名 称
○○混合飼料	○○ミックス

5. 飼料の製造の開始年月日

年 月 日

6. 製造する飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼 料 添 加 物
とうもろこし、マイロ、炭酸カルシウム、肉骨粉、アルファルファミール、動物性油脂、大豆油かす、魚粉、食塩、フィッシュソリュブル吸着飼料、リン酸カルシウム	ビタミンA油、チオペプチン、硫酸鉄(乾燥)、炭酸亜鉛、DL-メチオニン、エトキシキン、塩化コリン、アンプロリウム、エトパベート

7. 製造施設の概要

番	主要施設	数量	規 模 ・ 能 力 等
1	原料タンク	3台	〇〇社製 〇〇型
2	混 合 機	1台	〇〇社製 〇〇型 ナウター式〇 t / h
3	計 量 器	2台	〇〇社製 〇〇型 バッカー式〇B/S/h
4	製造タンク	3台	〇〇社製 〇〇型
5	包 装 機	1台	〇〇社製 〇〇型 〇〇式 〇B/S/h

※ 製造工程（フロー図）を記載する。

記載例②

飼 料 販 売 業 者 届

年 月 日

長崎県知事 〇 〇 〇 〇 殿

住所 長崎県〇〇（市町村）〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

長崎県〇〇（市町村）〇丁目〇番〇号

2. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

長崎県〇〇（市町村）〇丁目〇番〇号（〇〇支店）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号（〇〇工場）

(2) 飼料を保管する施設の所在地

長崎県〇〇（市町村）〇丁目〇番〇号（〇〇支店）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号（〇〇工場）

3. 販売業務に係る飼料の種類

種 類
幼すう育成用配合飼料
魚 粉
〇〇〇混合飼料

4. 飼料の販売の開始年月日

年 月 日

記載例③

飼料製造業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号  
 氏名 ○○○○株式会社  
 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

さきに、年月日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第3項)の規定により届け出た事項の下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

- (1) 代表者 新) ○ ○ ○ ○  
 旧) ○ ○ ○ ○
- (2) 社名及び住所(主たる事務所の所在地)  
 新) 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号  
 ○○○○株式会社  
 旧) 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号  
 ○○○○株式会社
- (3) 製造事業場の追加(廃止)  
 ○○県○(市町村)○丁目○番○号  
 ○○○○株式会社 ○○工場
- (4) 製造事業場の所在地及び名称  
 新) ○○県○(市町村)○丁目○番○号  
 ○○○○株式会社 ○○工場  
 旧) ○○県○(市町村)○丁目○番○号  
 ○○○○株式会社 ○○工場

(5) 輸出用(試験研究用)品目の追加

飼料の種類	飼料の名称	原料又は材料の種類	
		飼料添加物	
ビタミン混合飼料	○○MIX -No.3	とうもろこし、マイロ、 ……	ビタミンA油、硝酸チアミン、

※4 追加した品目ごとに、種類、名称、原材料を記載してください。

(6) 輸出用(試験研究用)品目の廃止

飼料の種類	飼料の名称
ビタミン混合飼料	○○MIX-No.1

※5 廃止した品目ごとに、種類、名称を記載してください。

(7) 輸出用(試験研究用)品目の原材料の種類

飼料の種類	飼料の名称	原材料又は材料の種類		
		飼料添加物		
ビタミン混合飼料	○○MIX -No.2	新	米ぬか油かす、アルファルファミール、大豆油かす	ビタミンA油、硝酸チアミン <sub>1</sub>
		旧	米ぬか油かす、アルファルファミール、ふすま	ビタミンA油、L-アスコルビン酸

※6 品目ごとに、届出した原材料に変更があった場合、変更した内容がわかるよう記載してください。

(8) 飼料の種類追加

飼料の種類
肉用牛肥育用配合飼料

(9) 飼料の種類廃止

飼料の種類
まだい育成用配合飼料

(10) 飼料の原材料の追加 (※8)

原料又は材料の種類	
	飼料添加物
米ぬか油かす	ビタミンE、アピラマイシン

※8 これまでに届出したことがない原材料を記載してください。また、参考資料として追加した品目ごとの原材料の一覧表を添付してもかまいません。

※9 製造する飼料について、それまで届け出していた原材料、製造施設の概要又は製造工程が変更になった場合は、変更した内容がわかるように記載してください。また必要に応じて原材料、製造施設の概要又は製造フローシート等の資料を添付してください。

2. 変更した年月日

- (1) 年 月 日
- (2) 年 月 日
- (3) 年 月 日

記載例④

飼料販売業者届出事項変更届

年 月 日

長崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号  
氏名 ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

さきに、年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項(第3項)の規定により届け出た事項の下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

(1) 代表者 新) ○ ○ ○ ○  
旧) ○ ○ ○ ○

(2) 販売事業場の追加(廃止)  
○○県○(市町村)○丁目○番○号  
(○○支店)

・保管施設の場合も  
同様に記載する。

(3) 販売に係る飼料の種類追加

種 類
幼すう育成用配合飼料
子豚育成用配合飼料

2. 変更した年月日

(1) 年 月 日  
(2) 年 月 日  
(3) 年 月 日

記載例⑤

飼料製造業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号  
氏名 ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

さきに、年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により飼料製造業者の届出をしましたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

※飼料輸入業者は、飼料添加物製造業者及び飼料添加物輸入業者の事業廃止届の場合は、表題及び文面中の「飼料製造」をそれぞれの場合に書き換える。

記載例⑥

飼料販売業者事業廃止届

年 月 日

長崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

さきに、年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしましたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

※飼料添加物販売業者の事業廃止届の場合は、表題及び文面中の「飼料販売」を「飼料添加物販売」に書き換える。

製造する飼料に変更があったとき

記載例⑦

飼料製造管理者届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○(市町村)○丁目○番○号

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により、飼料製造管理者を設置したので、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条に規定する飼料の種類及び名称

飼料(飼料添加物)の種類	飼料(添加物)の名称

- 事業場の名称及び所在地

名 称 ○ ○ ○ ○ 株式会社 ○ ○ 工場

所 在 地 長崎県○○市○○町○○丁目○○番地○○号

- 飼料製造管理者の氏名、住所及び生年月日

氏 名 ○ ○ ○ ○

住 所 長崎県○○市○○町○○丁目○○番地○○号

生年月日 年 月 日

- 飼料製造管理者の職名、職種及び職務内容

職 名 ○○工場長などの肩書を記載

職 種 社内での区分などを記載(製造管理など)

職務内容 飼料の製造管理など

- 飼料製造管理者の設置年月日

年 月 日

添付書面：履歴書、資格証明書、雇用証明書



記載例⑧

代表者が変更したとき

飼料製造管理者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○ (市町村) ○丁目○番○号

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで届け出た飼料製造管理者の届出事項について、下記のとおり変更を生じたので、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

(1) 代表者 新) ○ ○ ○ ○

旧) ○ ○ ○ ○

(2) 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項に規定する飼料の種類及び名称

飼料（飼料添加物）の種類	飼料（添加物）の名称

(3) 飼料製造管理者の氏名、住所及び生年月日

(4) 飼料製造管理者の職名、職種及び職務内容

2. 変更した年月日

(1) 年 月 日

(2) 年 月 日

(3) 年 月 日

(4) 年 月 日

飼料製造管理者変更の場合は、履歴書、資格証明書、雇用証明書を添付する。

記載例⑨

飼料製造管理者廃止届

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○ (市町村) ○丁目○番○号

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

さきに、年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により飼料製造業者の届出をしましたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同項の規定により届け出ます。

記載例⑩

遅延理由書

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

※長崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 長崎県○○（市町村）○丁目○番○号  
氏名 ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

このたび、○○○○により、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第○項の規定による○○届の提出が遅れました。

今後、このようなことのないよう厳重に注意してまいりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願いいたします。

・関係法令の認識不足  
・関係業務担当者の交代に伴う引継ぎ不十分 等  
届出が遅延した具体的な理由を記載する。

## 届出書記載上の注意

### 1) 飼料、飼料添加物、(製造・輸入・販売) 業者の届出

#### [新規事業者届出の場合]

- ① 「氏名及び住所」について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地を主たる事務所の所在地とする。

法人格を有さない個人商店や任意団体にあつては、代表者が個人名で届出をする。

- ② 「製造する事業の名称」の記載にあたり、特に工場名がない時は、事業場を特定する名称(例：長崎工場)を記載する。なお、製造事業場関税込率法第13条第1項に規定する税関長の承認を受けている場合は、当該承認の年月日も記載する。

- ③ 製造業者及び輸入業者における「販売業務を行う事業場の所在地」について、ここでいう販売業務は「他法人への商品移動」を指すので、製造業者及び輸入業者は自ら小売や卸売をやっていなくとも、ここでいう販売業務は必ず行っていることになる。従って「販売業務を行う事業場の所在地」には、届出業者の本店、支店、工場等の販売業務を行う事業場の所在地を記載すること。この項には、商品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地を記載しないこと。

- ④ 「保管する施設の所在地」について、他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載する。

- ⑤ 「飼料の種類」については、次に掲げるところによって記載する。

#### ア 公定規格の定められている飼料

昭和51年7月24日農林省告示756号(飼料の公的規格を定める等の件。以下「規格告示」という。)の飼料の種類の項に掲げる名称を用いる。(43ページ参照)

#### イ ア以外の飼料

(ア) 単体飼料にあつては、昭和51年7月24日農林省告示757号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則に基づき検定の方法を定める件)第2の6の公的規格による検定方法の別表の原材料の欄に掲げる名称を用いる。また、同欄に該当しないものは原料の一般的な名称を用いる。(45ページ参照)

(イ) 混合飼料にあつては、動物性たん白質混合飼料、動植物性たん白質混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、ビタミン・ミネラル入り混合飼料、養殖水産物混合飼料等そのものの特性又は製法が明らかとなる名称を用いる。

- ⑥ 「飼料添加物の種類」については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省省令第35号。以下「規格等省令」という。)の別表第2の7の各条に規定する名称を記載する。

ただし、いわゆるプレミックスについて、使用対象家畜が定まっているもの（抗生物質、合成抗菌剤、生菌剤及び色素を含むもの）は、その対象家畜が明らかとなる名称（例：子豚用プレミックス）を使用対象家畜が定まっていないものは添加物の内容を表す名称（例：ビタミン・ミネラルプレミックス）を記載する。

⑦ 「飼料の名称」「飼料添加物の名称」については、輸出用、試験研究用にかかる飼料の場合に記入する。なお、飼料製造管理者の届出は従前による。

⑧ 「飼料の名称」については、届出業者が独自に決めた商品を記載する。

ただし、次のような名称は認められていないので注意すること。

ア % No ㊤ のような図形または記号を含むもの

イ アルファベットのみのもの（輸出用は除く）

ウ 「〇〇プレミックス」のように飼料添加物と誤解しやすいもの

エ 医薬的な表現を含むもの（例：ビタミンC 10倍散）

オ 完全混合飼料という意味を持つ「TMR」という語句を含むもの

⑨ 「飼料添加物の名称」についても、届出業者が独自に決めた商品名を記載するが、飼料添加物の種類と同じになっても構わない。

飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

表3 飼料添加物の名称の表示（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令より）

令和6年1月29日現在

飼料添加物名	名称
L-アスコルビン酸	ビタミンC
L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム	ビタミンC
アセトメナフトン	ビタミンK <sub>4</sub>
アミノ酢酸	グリシン
アミラーゼ	でんぷん分解酵素
DL-アラニン	アラニン
アルカリ性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
アルギン酸ナトリウム	粘結剤
L-イソロイシン	イソロイシン
エルゴカルシフェロール	ビタミンD <sub>2</sub>
塩化コリン	コリン
塩酸ジベンゾイルチアミン	ビタミンB <sub>1</sub>
塩酸チアミン	ビタミンB <sub>1</sub>
塩酸L-ヒスチジン	ヒスチジン
塩酸ピリドキシン	ビタミンB <sub>6</sub>
塩酸L-リジン	リジン
エンテロコッカス フェカリス	乳酸菌
エンテロコッカス フェシウム	乳酸菌
カゼインナトリウム	粘結剤
カルボキシメチルセルロースナトリウム	粘結剤
キシラナーゼ	繊維分解酵素

飼料添加物名	名称
キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・ペクチン分解酵素
グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
L-グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム
クロストリジウム プチリカム	酪酸菌
コレカルシフェロール	ビタミンD <sub>3</sub>
酢酸d 1- $\alpha$ -トコフェロール	ビタミンE
酸性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
シアノコバラミン	ビタミンB <sub>12</sub>
ジブチルヒドロキシトルエン	BHT
硝酸チアミン	ビタミンB <sub>1</sub>
シヨ糖脂肪酸エステル	乳化剤
セルラーゼ	繊維分解酵素
セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・たん白質・ペクチン分解酵素
ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
中性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン	メチオニン水酸化体
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体銅
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン	メチオニン水酸化体マンガン
DL-トリプトファン	トリプトファン
L-トリプトファン	トリプトファン
L-トレオニン	トレオニン
DL-トレオニン鉄	トレオニン鉄
ニコチン酸アミド	ニコチン酸
バチルス サブチルス	枯草菌
D-パントテン酸カルシウム	パントテン酸
DL-パントテン酸カルシウム	パントテン酸
d-ビオチン	ビオチン
ビタミンA粉末	ビタミンA
ビタミンA油	ビタミンA
ビタミンD粉末	ビタミンD
ビタミンD <sub>3</sub> 油	ビタミンD <sub>3</sub>
ビタミンE粉末	ビタミンE
ビフィドバクテリウム サーモフィラム	ビフィズス菌
ビフィドバクテリウム シュードロンガム	ビフィズス菌
ブチルヒドロキシアニソール	BHA
プロピレングリコール	粘結剤
ポリアクリル酸ナトリウム	粘結剤
ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
DL-メチオニン	メチオニン
L-メチオニン	メチオニン
メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール	ビタミンK <sub>3</sub>
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	ビタミンK <sub>3</sub>
ムラミダーゼ	ペプチドグリカン分解酵素
ラクターゼ	乳糖分解酵素
ラクトバチルス アシドフィルス	乳酸菌
ラクトバチルス サリバリウス	乳酸菌
リパーゼ	脂肪分解酵素
リポフラビン	ビタミンB <sub>2</sub>
リポフラビン酪酸エステル	ビタミンB <sub>2</sub>
硫酸亜鉛 (乾燥)	硫酸亜鉛
硫酸亜鉛 (結晶)	硫酸亜鉛
硫酸コバルト (乾燥)	硫酸コバルト

飼料添加物名	名称
硫酸コバルト（結晶）	硫酸コバルト
硫酸鉄（乾燥）	硫酸鉄
硫酸銅（乾燥）	硫酸銅
硫酸銅（結晶）	硫酸銅
硫酸ナトリウム（乾燥）	硫酸ナトリウム
硫酸マグネシウム（乾燥）	硫酸マグネシウム
硫酸マグネシウム（結晶）	硫酸マグネシウム
硫酸L-リジン	リジン
リン酸一水素カリウム（乾燥）	リン酸一水素カリウム
リン酸一水素ナトリウム（乾燥）	リン酸一水素ナトリウム
リン酸二水素カリウム（乾燥）	リン酸二水素カリウム
リン酸二水素ナトリウム（乾燥）	リン酸二水素ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム（結晶）	リン酸二水素ナトリウム

- ⑩ 「飼料の原料又は材料の種類」については、商品別に⑤又は⑥に準じてその名称を記載する。原料又は材料のうち飼料添加物に含まれるときは、飼料添加物を区分して記載する。また、配合飼料にあつて表示の際にカッコ書きしてある原材料もカッコ書きせずに、全て記載する。

ただし、次のものは、飼料の原料又は材料として使用できないので注意すること。

- ア 医薬品（天然物については、昭和62年9月22日薬発第827号厚生省薬務局長通知「医薬品の範囲に関する基準の一部改正について」参照）
- イ 化学合成による酢酸、クエン酸、乳酸、コハク酸、リンゴ酸等の有機酸
- ウ 今までに飼料として使用経験のないもので、有効性及び安全性の確認ができていないもの

- ⑪ 「飼料添加物の原料又は材料の種類」については、商品別に次に掲げるところに従つて記載する。

ア 製造用原体及び原体製剤

- (ア) 化学合成によるものであつては、合成の際、原料となるもの全て記載する。合成時の触媒等は必要ない。
- (イ) 発酵によるものにあつては、発酵菌及び培地組成等を記載する。

イ 単一希釈製剤及びプレミックス

有効成分となる飼料添加物と賦形物質等を区分して記載する。また、安定剤等を用いてある場合は、カッコ書きでその使用目的を記載する。

- ⑫ 「開始年月日」については、その事業を開始する日付を記載する。
- ⑬ 「製造施設の概要」については、主要施設とその規模、能力等を記載する。また、飼料添加物の製造業者にあつては「製造フローシート」を、飼料添加物の輸入業者にあつては、「製造施設の概要」及び「製造フローシート」を参考にして添付する。
- ⑭ 記載事項の多い項目については、「別紙記載のとおり」と記載し、別のA4用紙にその内容を記載し添付する。

- ⑮ 今まで飼料としての使用経験のない物質を飼料として届け出る場合には、「飼料の安全性の評価基準の制定について」（昭和63年4月12日付け63畜B第617号農林水産省畜産局長通達）に基づき実施した鶏ひなの成長試験又は養魚用飼料の成長試験の結果を添付する。
- ⑯ 輸出用及び試験研究用に飼料等を製造する場合は、様式の記の4にその旨を記載する。

〔変更届の場合〕

- ① 「さきに年 月 日付けで～」の日付は、最初に製造（輸入及び販売）業者としての届出を行ったときの書類に付された「届出年月日」を記載する。
- ② 社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるよう記載する。
- ③ 住所（主たる事業所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載する。市町村合併などで住所表記が変更された場合も変更届が必要となる。なお、都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、届出書の提出先が異なってくるので注意すること。
- ④ 住所（主たる事業所の所在地）を変更した場合は、同時に販売事業場の所在地の変更が必要なことが多い。また、製造事業場の所在地を変更した時は、同時に販売事業場及び保管施設の所在地の変更が必要な場合が多いので、住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載忘れのないようにすること。
- ⑤ 製造事業場の追加の場合は、製造施設の概要も記載する。また、新しい製造事業場で今まで届出していた飼料等と違うものを製造する場合は、その追加もあわせて記載する。
- ⑥ 製造する飼料または飼料添加物が追加になった時は、その種類、原材料及び製造事業名（複数の事業場がある場合）がわかるように記載する。また、同時に製造施設の概要及び製造フローシート（飼料添加物の場合）も変更になった場合は、その旨も記載する。
- ⑦ 輸入する飼料又は飼料添加物が追加になった時は、その種類、名称、原材料及び輸入先国名がわかるように記載する。また、飼料添加物においては、その追加するものの製造施設の概要及び製造フローシートを参考として添付する。
- ⑧ 販売する飼料又は飼料添加物が追加になった時は、その種類、名称及び製造業者又は輸入業者がわかるように記載する。
- ⑨ 以前届出していた飼料又は飼料添加物の一部の製造、輸入又は販売をやめた時はその種類及び名称がわかるように記載する。
- ⑩ 飼料添加物の製造方法を変更した時は、製造施設の概要及び製造フローシート等で変更した内容がわかるように記載する。
- ⑪ 「変更した年月日」については、製造、輸入又は販売する飼料又は飼料添加物の追加の場合は、新規事業者届の「開始年月日」と同様とする。
- ⑫ 提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから1ヶ月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができる。（製造品目の追加が1ヶ月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合など）
- ⑬ 事業を廃止した場合は記載例にならい、事業廃止届を提出する。



〔飼料製造管理者の届出の場合〕

- ① 届出書は製造事業場毎に作成する。
- ② 「飼料（飼料添加物）の種類及び名称」の記載は、飼料製造業者等の届出に準じ記載する。
- ③ 資格を証する書面については、獣医師免許証、薬剤師免許証、卒業証明書及び農林水産大臣が指定した講習会の修了証書等の写しとする。
- ④ 製造業者に対する関係を証する書面については、健康保険証又は源泉徴収票等の写しとする。
- ⑤ 変更届及び廃止届における「年 月 日付けで～」の日付は、最初に飼料製造管理者の届出を行ったときに付された「届出年月日」を記載する。
- ⑥ 製造管理者を変更した場合は、届出書の他に、履歴書、資格証明書及び雇用証明書（健康保険証でもよい）を添付する。

公定規格が定められている飼料の種類

1. 配合飼料

(1) 鶏用配合飼料

飼料の種類	備 考
ア) 幼すう育成用配合飼料	幼すう（ふ化後おおむね4週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。
イ) 中すう育成用配合飼料	中すう（ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。
ウ) 大すう育成用配合飼料	大すう（ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。
エ) 成鶏飼育用配合飼料	成鶏（産卵開始後の鶏で種鶏以外のものをいう。）の飼育の用に供する配合飼料をいう。
オ) 種鶏飼育用配合飼料	産卵開始後の種鶏の飼育の用に供する配合飼料をいう。
カ) ブロイラー肥育前期用配合飼料	ふ化後おおむね3週間以内の鶏の肥育の用に供する配合飼料をいう。
キ) ブロイラー肥育後期用配合飼料	ふ化後おおむね3週間を超えた鶏の肥育の用に供する配合飼料をいう。

(2) 豚用配合飼料

飼料の種類	備 考
ア) ほ乳期子豚育成用配合飼料	生後おおむね30kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。
イ) 子豚育成用配合飼料	生後おおむね30kgを超え70kg以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。
ウ) 肉豚肥育用配合飼料	生後おおむね70kgを超えた豚の肥育の用に供する配合飼料をいう。
エ) 種豚育成用配合飼料	生後おおむね60kgを超え120kg以内の豚種の育成の用に供する配合飼料をいう。
オ) 種豚飼育用配合飼料	生後おおむね120kgを超えた種豚の飼育の用に供する配合飼料をいう。

(3) 牛用配合飼料

飼料の種類	備 考
ア) ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料	ほ乳期子牛（生後おおむね3月以内の牛をいう。以下同じ。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。
イ) ほ乳期子牛育成用配合飼料	ほ乳期子牛の育成の用に供する配合飼料であって、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料以外のものをいう。
ウ) 若令牛育成用配合飼料	若令牛（生後おおむね3月を超え18月以内の牛をいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。
エ) 乳用牛育成用配合飼料	生後おおむね18月を超えた乳用牛の飼育の用に供する配合飼料をいう。
オ) 幼令肉用牛育成用配合飼料	幼令肉用牛（生後おおむね3月を超え6月以内の肉用牛をいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。
カ) 肉用牛肥育用配合飼料	生後おおむね6月を超えた肉用牛の肥育の用に供する配合飼料をいう。

(4) 養魚用配合飼料

飼料の種類	備 考
ア) うなぎ餌付け用配合飼料	おおむね体重1グラム以下のうなぎの餌付けの用に供する配合飼料をいう。
イ) うなぎ稚魚用配合飼料	おおむね体重1グラムを超え10グラム以下のうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。
ウ) うなぎ育成用配合飼料	おおむね体重10グラムを超えるうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。
エ) こい稚魚用配合飼料	おおむね体重10グラム以下のこいの育成の用に供する配合飼料をいう。
オ) こい育成用配合飼料	おおむね体重10グラムを超えるこいの育成の用に供する配合飼料をいう。
カ) にじます餌付け用配合飼料	おおむね体重2グラム以下のにじますの餌付けの用に供する配合飼料をいう。
キ) にじます稚魚用配合飼料	おおむね体重2グラムを超え10グラム以下のにじますの育成の用に供する配合飼料をいう。
ク) にじます育成用配合飼料	おおむね体重10グラムを超えるにじますの餌付けの用に供する配合飼料をいう。
ケ) あゆ餌付け用配合飼料	おおむね体重1グラム以下のあゆの餌付けの用に供する配合飼料をいう。
コ) あゆ稚魚用配合飼料	おおむね体重1グラムを超え10グラム以下のあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。
サ) あゆ育成用配合飼料	おおむね体重10グラムを超えるあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。

2. 混合飼料

飼料の種類	備 考
ア) とうもろこし、魚粉二種混合飼料	とうもろこしと魚粉（粗たん白質の成分量が50%以上のものに限る。）とを混合した飼料であって、魚粉の配合飼料が2パーセント以上であるものに限る。
イ) フィッシュソリュブル吸着飼料	フィッシュソリュブル（いか又はたこのソリュブルを含む。）を米ぬかその他の農産加工かす若しくはビート粉末又はこれらの二種以上を混合したものに吸着させた飼料をいう。

3. 単体飼料

飼料の種類
ア) 魚 粉
イ) フェザーミール

公定規格(飼料の公定規格 別表第3 可消化養分送料及び代謝エネルギー)による原材料名一覧  
(令和6年1月29日現在)

1. 穀物(穀物・豆類・いも類及びでん粉質を主成分とする物をいう。)
あわ、エクストルーダー処理小麦、エクストルーダー処理米(エクストルーダー処理玄米)、エクストルーダー処理米(エクストルーダー処理精白米)、エクストルーダー処理大豆、エクストルーダー処理とうもろこし、えんどう、えん麦、大麦、大麦(脱皮大麦)、加糖加熱処理大豆、甘しょ、きな粉、きび、キャッサバ(キャッサバミール)、グレイソルガム(マイロ)、玄米、ごま、小麦、小麦粉、末粉、精白米、そら豆、大豆、脱皮ルーピン、デキストリン、とうもろこし、とうもろこしでん粉(コーンスターチ)、はだか麦、馬鈴しょでん粉、パン粉(パン屑(乾))、ひえ、膨化大豆、膨化脱皮大豆、もみ、ライ麦、ルーピン
2. そうこう類(ぬか類又は製造かす類であって、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)
あわぬか、大麦しょうちゅうかす、大麦ジスチラーズグレイン、大麦ジスチラーズグレインソリュブル、グァーミール、クエン酸発酵かす、グルタミン酸発酵かす、玄米ジスチラーズグレイン、玄米ジスチラーズグレインソリュブル、小麦・玄米ジスチラーズグレイン、小麦ジスチラーズグレイン、小麦ジスチラーズグレインソリュブル、小麦・とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル、米しょうちゅうかす、米ぬか(青米ぬか)、米ぬか(米ぬか油かす)、米ぬか(白酒ぬか)、米ぬか(生米ぬか)、米ぬか(加熱はく離米ぬか)、米胚芽、コーングルテンフィード、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、しょう油かす(たまりかす)、スクロニンゲレット、精白米・小麦ジスチラーズグレイン、精白米・小麦・黒糖液ジスチラーズグレイン、精白米ジスチラーズグレインソリュブル、製油・糖化副産物混合ふすま、大豆皮、てん菜糖液・小麦ジスチラーズグレイン、てん菜糖液ジスチラーズグレイン、でん粉かす(甘しょでん粉かす)、でん粉かす(キャッサバでん粉かす)、でん粉かす(馬鈴しょでん粉かす)、糖蜜ジスチラーズソリュブル、とうもろこし・大麦ジスチラーズグレイン、とうもろこし・大麦ジスチラーズグレインソリュブル、とうもろこしジスチラーズグレイン、とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル、なたね皮、麦芽根、ビールかす、ふすま、膨化ふすま、ホミニーフード、麦ぬか(大麦荒ぬか)、麦ぬか(大麦混合ぬか)、麦ぬか(大麦仕上ぬか)、麦ぬか(はだか麦混合ぬか)、麦ぬか(はだか麦仕上ぬか)、リジン発酵かす
3. 植物性油かす類(植物性油原料から搾油したかす類又は植物性たん白質を主成分とするものをいう。)
油ヤシ空果房抽出物、油ヤシ搾油副産物、あまに油かす、エクストルーダー処理大豆油かす、エクストルーダー処理脱皮大豆油かす、エクストルーダー処理なたね油かす、えんどうたん白、加温加熱処理大豆油かす、加糖エクストルーダー処理脱皮大豆油かす、加糖加熱処理なたね油かす、加糖加熱処理大豆油かす、加糖加圧蒸煮処理大豆油かす、カボック油かす、屑大豆油かす、ごま油かす、小麦グルテン、小麦グルテン酵素分解物、コーングルテンミール、とうもろこし胚芽油かす(コーンジャムミール)、サフラワー油かす、サフラワー油かす(脱殻サフラワー油かす)、大豆油かす、大豆油かす(脱皮大豆油かす)、大豆胚芽油かす、大豆ホエー、脱皮なたね油かす、とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル油かす、なたね油かす、濃縮米たん白、濃縮大豆たん白、発酵脱皮大豆油かす、酵素分解物脱皮大豆油かす、馬鈴しょたん白(ポテトプロテイン)、パーム核油かす、ひまわり油かす、脱殻ひまわり油かす、分離大豆たん白、膨化脱皮大豆油かす、綿実油かす、やし油かす、落花生油かす
4. 動物質性飼料(動物体に由来するたん白質を主成分とするものをいう。)
えび粉末(エビミール)、おきあみ粉末(オキアミミール)、家禽処理副産物(チキンミール)、家禽処理物(ホールチキンミール)、カゼイン、かに殻粉末(カニ殻ミール)、乾燥サナギ、乾燥ホエー、魚粉(ホワイトフィッシュミール)、魚粉、鶏卵粉末、血しょうたん白、血粉、酵素処理魚たん白、酵素分解豚小腸乾燥物、サナギかす、ゼラチン、全脂粉乳、全卵酵素分解物、脱脂粉乳、肉骨粉(ミートボーンミール)、肉骨粉(豚肉骨粉、ポークミール)、濃縮ホエーたん白、フィッシュソリュブル、フィッシュソリュブル吸着飼料、フェザーミール、豚血液加水分解たん白(水熱処理)
5. その他
あま稗、アマニ油けん化物、あめかす、アルファルファ、アルファルファミール、L-乳酸、塩酸L-リジン、カカオ豆殻、菓子屑、菓子パン屑、果糖、甘蔗茎粉末(さとうきびミール)、甘蔗梢頭部(ケイントップ)、乾燥えのき茸菌床かす、キャッサバ茎葉粉末、魚油エステル、銀ねむ茎葉粉末(ギンネムリーフミール)、グルタミン酸発酵副産物、クロレラ、くわ枝葉粉末、酵母抽出物、ココナツミルクかす、コーヒーかす、とうもろこし穂軸粉末(コーンコブミール)、コーンステープリカー、こんにやく飛粉、砂糖、蚕ぶん、ジウレイドイソブタン、脂肪酸カルシウム、シャーナットかす、食品副産物、植物油ケン化物、植物性ガム物質、植物性油脂、飼料用酵母(脱核トルラ酵母)、飼料用酵母(トルラ酵母)、飼料用酵母(パン酵母)、飼料用酵母(ビール酵母)、精製魚油、製麺屑、大豆胚芽、大豆油さい、中鎖脂肪酸カルシウム、チョコレート、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、天かす粉末、とうもろこし胚芽(コーンジャム)、DL-メチオニン、L-メチオニン、てん菜製糖副産物、とう乳かす、とうふかす、動物性油脂、糖蜜、トレハロース、なたね油さい、にせあかしや茎葉粉末(ニセアカシアリーフミール)、乳酸発酵しょう油かす・とうふかす、乳糖、尿素、パイナップルかす、バガス、パスタ屑、発酵とうふかす、ピート粉末、ピートパルプ、ふ屑、ぶどう酒かす、ぶどう糖、みかん皮(陳皮)、みかんジュースかす、綿実、綿実穀、木材クラフトパルプ、もみ殻、硫酸L-リジン、りんごジュースかす、ルーピン皮

#### 4 畜産農家での留意事項

##### (1) 飼料の適正使用

畜産農家の留意事項としては「飼料の使用基準を必ず守る」ということです。具体的には、

ア 対象家畜と飼料の使用基準を守ること。

(例えば、抗菌性物質が入っている子豚育成飼料を肥育期の肉豚等に使用することはできません。また、同時に給与出来ない飼料添加物が定められていますので、飼料の表示票を確認して下さい。)

イ 使用期間を守って、抗菌性物質無添加飼料への切替えは確実にを行うこと。

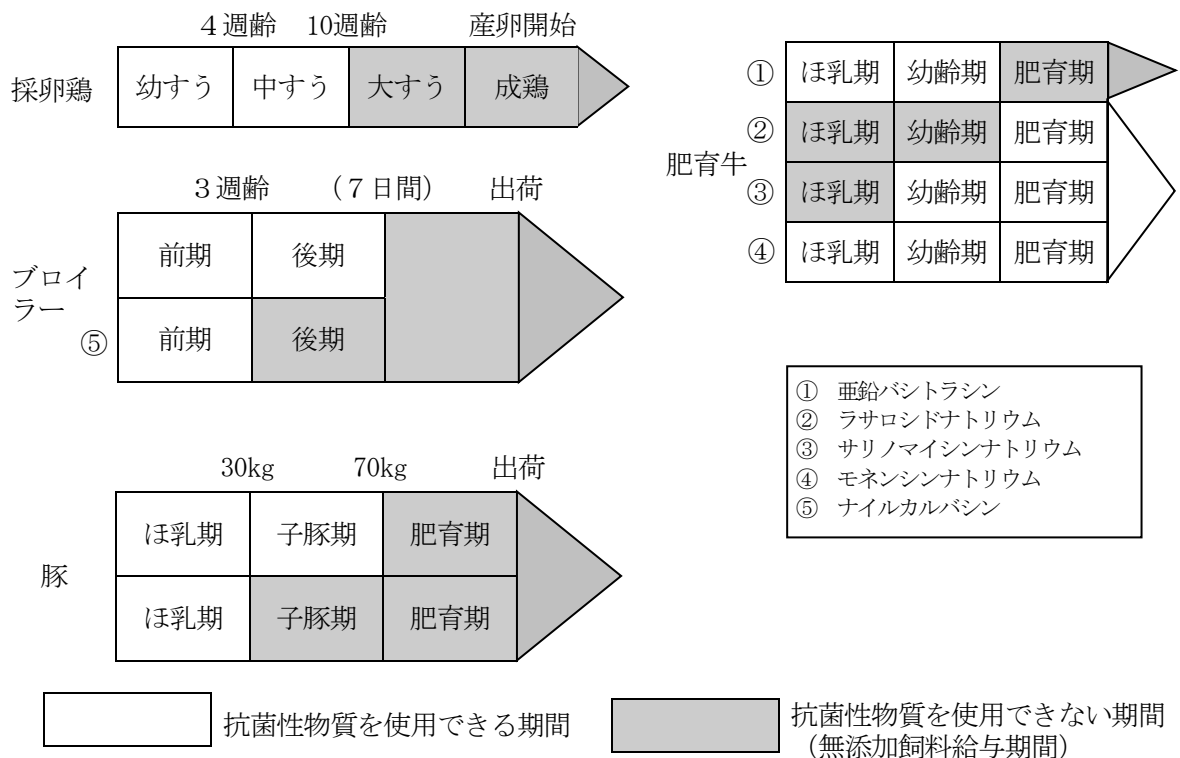
(特にブロイラーで中抜き出荷する場合には注意が必要です。)

ウ 動物用医薬品(飼料添加剤)を使用するときは必ず獣医師の指示書を守ること。

エ 抗菌性物質を自分で飼料に添加する場合は、飼料製造管理者の資格をもった人を置くこと(自分が管理者になる場合も含む)。また、そのことを届出ること。

オ 抗菌性物質を含んでいる飼料の給与できる期間は、家畜ごとに次のように定められています。

令和6年1月29日現在



- 注：1. 対象飼料が含むことができる飼料添加物(抗菌性物質)の量(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)より作成
2. ブロイラー、豚について2段書き、牛について4段書きしてあるのは、抗菌性物質の種類により使用期間が異なるためです。
3. 肥育牛用に指定されているサリノマイシンナトリウムは、生後おおむね6カ月齢以降の反すう胃が完成された肥育牛に効果を示し、残留がなく出荷前でも給与できます。
4. 肥育牛用に指定されているモネンシンナトリウムは、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料以外のものに限り使用でき、残留がなく出荷前でも給与できます。

(2) 飼料の使用状況の記録

飼料の使用者は、使用後に以下の事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければなりません。

- ア 飼料を使用した年月日
- イ 飼料を使用した場所
- ウ 飼料を使用した家畜等の種類
- エ 飼料の名称
- オ 飼料の使用量
- カ 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称

これは、飼料が原因となって有害な畜産物が生産されたりその可能性が生じた場合に、原因の特定や原因となった飼料の流通の防止を迅速に行ううえで、飼料の使用実態を記録することが必要不可欠だからです。

従って、使用した飼料ごとにこれらについて出来るだけ具体的に記録し、保管するように努めて下さい。

なお、複数の場所で同じ種類の家畜に同じ飼料を使用した場合は、イからオまでの項目にまとめて記録してもかまいません。また、カについては、これが明記された購入伝票等を帳簿に貼り付けるなどして保存することでもかまいません。

保存期間の目安

	保存期間（年）
ブロイラー、豚	2
採卵鶏	5
牛	8
あゆ、くるまえび	2
うなぎ、ぎんざけ、まあじ、すぎ	3
その他の養殖水産動物	4

また、と畜場に家畜を出荷する場合、どのような抗菌性飼料添加物を給与したかがわかるように、帳簿や飼料の表示票の写しの提出を求められることがありますのでご注意ください。（飼料の表示票は保存しておくようにしましょう。）

5 肉骨粉等の取扱について

平成13年9月に国内で牛海綿状脳症（以下、BSE）が発生したことから、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年7月4日付け）等に基づき、飼料安全法が改正され、動物性たん白質の取扱については次のとおりとなっています。これは、わが国におけるBSEの発生防止のための措置ですので、必ず守りましょう。

なお、違反すると、3年以下の懲役または100万円以下の罰金（若しくはこれらの両方）が科せられます（飼料安全法 第67条）。

○ 飼料原料の利用規制状況（動物性油脂を除く）

令和2年12月1日現在

動物由来たん白質等の種類	由来動物	給与対象家畜 <sup>※注1</sup>					
		牛など	豚	馬	鶏	養魚	
動物由来たん白質	乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎	◎	◎
	卵、卵製品	家きん	◎	◎	◎	◎	◎
	ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。)*家きん・魚介類	◎ <sup>※注2</sup>	○	○	○	○
	血粉、血しょうたん白質	牛・めん羊・山羊(SRM等 <sup>※注3</sup> を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)*馬・家きんを含む。)	×	×	×	×	○
		豚	×	○	○	○	○
		馬					
		家きん					
		豚・馬・家きん混合					
	鹿	×	×	×	×	×	
	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛・めん羊・山羊(SRM等を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。)	×	×	×	×	○
		豚	×	○	○	○	○
		馬					
		家きん					
豚・馬・家きん混合							
鹿	×	×	×	×	×		
魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○	○	○	
動物由来たん白質を含む食品残さ	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	○	○	○	○	
その他 <sup>※注5</sup>	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)						
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	ほ乳動物・家きん・魚介類	◎	◎	◎	◎	◎

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる  
(飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及びしかを追加(政令、H15.7.1)。食用に供する馬を追加(政令、R2.12.1))

注2 「◎」は使用可能

「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能

注3 「SRM等」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注4 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び畜水産加工品の製造工程で発生した残さであって、牛等に由来する食品の製造工程から完全に分離された製造工程から発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたもの

注5 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

油脂の種類		不溶性不純物含有量の基準 (%以下)	給与対象家畜					
			牛		豚	馬	鶏	養魚
			代用乳	その他				
動物性油脂 ※注1	特定動物性油脂 <sup>※注2</sup>	0.02	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	イエローグリース <sup>※注4</sup>	0.15	×	×	○	○	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○	○
	SRM等 <sup>※注5</sup> 由来	—	×	×	×	×	×	×
	回収食用油 <sup>※注6</sup>	0.02	○	○	○	○	○	○
		0.15	×	× <sup>※注7</sup>	○	○	○	○
	魚油 <sup>※注8</sup>	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×	×	

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

注2 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のこと

注3 「◎」は使用可能

「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能

注4 「イエローグリース」とは、と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ使用可能

注5 「SRM等」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注6 「回収食用油」とは、飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できるもののみ使用可能(確認済動物性油脂としての扱い)

注7 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは使用可能

注8 「魚油」とは、魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの



## 6 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

反すう動物（牛、めん羊、山羊およびしかをいう。以下同じ。）を対象とする飼料については、製造・流通段階での交差汚染を防止するため、動物性たん白質を含む飼料の製造工程と分離された工程での製造が義務付けられているほか、流通、使用の段階でも、動物性たん白質を含む飼料と分離して保存することが義務付けられています。

さらに、BSE発生防止の徹底を図るため「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」が制定され、このガイドラインにおいて、飼料の製造、輸送、保管、給与などの各段階で行うべき管理の基本的な指針が定められています。

BSE発生防止のためには、飼料製造・輸入・販売業者だけでなく、畜産農家を含む関係者全員が、このガイドラインを遵守することが必要です。

### ① 基本的な指針の通則の主な項目

ア 反すう動物に給与され得るものとして管理された飼料及び飼料原料を「A飼料」、それ以外の飼料及び飼料原料を「B飼料」とし、飼料を扱う各段階で、「動物性たん白質（ペットフードや肥料も含めて、動物性たん白質を含むものすべて）及び「B飼料」が「A飼料」に混入しないよう管理する。

イ A飼料にB飼料等（B飼料又は動物性たん白質をいう。以下同じ。）が混入し、又は混入のおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄し、A飼料として用いない。

ウ B飼料等が、A飼料専用容器に充填された場合及びA飼料のみを取り扱う場所を通過した場合は、速やかに当該容器及び場所を洗浄クリーニングする。

エ 飼料等及びその原料を扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査する。

オ B飼料等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアール等により被服、手足靴等の付着物を除去する等の対策を講ずる。

### ② 基本的な指針の細則の主な項目

#### ア 搬送

(ア) A飼料の搬送経路は、B飼料等の搬送経路と共用しない。

(イ) A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設けることにより、原則として閉鎖系とする。

(ウ) (ア)及び(イ)は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しない。

#### イ 製造・小分け等

(ア) A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、不可能な場合は、B飼料等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切で区分する等の混入防止策を講じる。

(イ) A飼料の包装設備は、B飼料等の包装設備と共用しない。

(ウ) A飼料の包装設備は、B飼料等の包装設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切で区分する等の混入防止策を講じる。

(エ) A飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化する。

(オ) すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認する。

#### ウ 輸送

(ア) A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示し専用の容器を用いることとする。なお、専用化が不可能な場合は、洗浄クリーニング等の混入防止策を行った後に使用する。

(イ) A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用する容器は、B飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に洗浄クリーニング等を行う。

エ 受入れ

(ア) A飼料の受入れに当たっては、当該飼料がA飼料として取り扱われているものであることを確認する。

(イ) 粉塵等の飛散を最小限に抑える。

(ウ) 同時に又は連続してA飼料とB飼料を受入れない。

(エ) A飼料の受入口（荷下ろし場所など）は、B飼料等の受入口と隔離された受入口を用いる（包装飼料受入は、場所を区分することでもよい）。

(オ) 容器やほうき等のA飼料が直接触れる器具は専用化する（アンロード容器等で専用化できないものは使用前に洗浄クリーニングを行う）。

(カ) (ア)及び(イ)は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しない。

オ 保管

(ア) A飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設ける。

(イ) 飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜等の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じる。

(ウ) (ア)及び(イ)は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しない。

カ 出荷

(ア) 容器に納められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化する。

(イ) A飼料の出荷口は、B飼料等の出荷口から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じる。

(ウ) 包装されたA飼料の出荷は、B飼料等の出荷と区分して行う。

キ 給与

(ア) B飼料は、反すう動物に給与しない。

(イ) 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる用具は、専用化する。

③ 管理体制

ア 基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化する。

イ 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及び確認については、その内容を記録し、8年間保存する。

ウ 飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理する。

エ 飼料製造管理者を設置する必要のない事業場において、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理規則が行われるよう実地に管理する。

オ ア～エについては、飼料等の製造、輸入及び販売業者に適用する。

カ 業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A飼料の品質を管理するため、A飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行う。

キ カについて、飼料品質管理規則を策定し、書面化する。

ク 飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及び確認については、その内容を記録し、8年間保存する。

ケ 品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理する。

コ カ～ケについては、飼料等の製造及び輸入業者に適用する。

## 7 食品残さの飼料利用について

### (1) 食品残さ飼料の安全使用について

近年、資源の有効活用、飼料自給率向上のために、食品残さを飼料原料として利用する例が増えています。

しかし、飼料は飼料安全法に基づき、安全性に留意した利用を行うことが必要であり、特に「動物性たんぱく質を含む食品残さ」はBSE、アフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）対策上の法的な規則があり、前述の飼料原料の利用規制に準じて利用する必要があります。

（下表参照）

また、他にも、飼料としての安全性確保に必要な事項（有害物質・病原性微生物・食品以外の異物の混入防止など）に、十分留意した原料や製造の管理を行う必要があります。「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」が制定されています。（54ページ参照）

### 事業形態毎の「動物性たんぱく質を含む食品残さ」（注1）の飼料化区分

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
① 食品製造業 食品小売業 (②に該当するものを除く)	・食品製造工場・加工場、 精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行ったうえで小売を行う事業場 (スーパー等小売店舗の当該部門含む。)	・製造加工工程からの残さ ・店舗内加工に際して生じた残さ  動物性たんぱく質は条件付きで飼料使用可能 (注2)	・返品 ・在庫品 ・流通過程の破損品等の製品  飼料利用可能 (豚・鶏用飼料用途に限る)
② 外食産業等 (弁当・惣菜等の食品小売業を含む)	・弁当、惣菜、パン等の製造、販売店 (スーパー等小売店舗の当該部門含む。) ・コンビニエンスストア ・給食センター ・レストラン、旅館 ・社員食堂、学校（給食）など 注：枝肉を用いる事業形態の場合は、形態①と同じ扱いとなる。	・店舗（厨房）内加工に際して生じた厨房残さ（厨芥）  飼料利用可能 (豚・鶏用飼料用途に限る)	・返品、在庫品、流通過程の破損品等の製品、食べ残し  飼料利用可能 (豚・鶏用飼料用途に限る)

注1) 「動物性たんぱく質を含む食品残さ」とは、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来するたんぱく質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたんぱく質は規制対象外のため、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

注2) 分別等一定の基準を満たした上で、飼料安全法に基づく大臣確認を受けた工場（魚粉工場、豚肉骨粉工場、加工食品工場など）で製造されたもの及び農林水産大臣が定める方法により加熱処理等が行われたものに限り豚、鶏用の飼料として利用可能。

※ 動物性たんぱく質を含まない残さ（野菜くず、おから等）の取り扱いについて

(1) 動物性たんぱく質を含むものと分別して排出・収集されたものは、豚、鶏、養魚用の飼料に使用できます

(2) 動物性たんぱく質と完全に分離された工程（施設）の事業場から排出され、かつ、BSE

防止のために定められたガイドラインに準拠した「A飼料」として管理がされているものは全畜種で飼料として利用可能

(2) 飼料安全法に基づく届出について

下記①から③に該当する食品関連事業者は飼料製造業者又は販売業者に該当し、届出が必要となりますのでP12を参照して届出を行ってください。また、畜産農家が下記に該当する食品関連事業者から食品残さを入手する場合は、その業者が届出を行っているか確認してください。

- ① 食品製造事業者が「食品製造副産物」（食品製造ラインから得られる副産物をいう。）を飼料として販売する場合は、食品の製造と併せて飼料の製造を行っているものとして、「飼料製造業者届出」が必要となります。
- ② 食品製造事業者が、「余剰食品」（出荷されなかった在庫品及び返品された食品）を加工（乾燥、粉碎、混合等という）し、飼料（原料）として販売する場合は「飼料製造業者届出」が必要となります。
- ③ ②の場合であって、加工せずに畜産農家、エコフィード業者に販売する場合は「飼料販売業者届出」が必要となります。

## 8 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン（令和4年5月31日改正）

食品残さを利用した飼料には異物の混入等の固有の問題があり、更にこれらの製造業者の中には他業種から新規に飼料製造に参入する事例も認められています。食品残さ飼料の安全使用のために、以下のとおり「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」が制定されています。

食品残さ飼料の安全性を確保するために、食品残さの排出元、輸送業者、畜産農家を含む関係者全員が、このガイドラインを遵守することが必要です。

### 第1 目 的

飼料の製造、保管、給与等を行うに当たっては、最終生産物を食品として摂取する人及び飼料を与えられる動物の健康への悪影響の防止に配慮する必要があります。

特に、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）、豚熱（以下「CSF」という。）等の豚の家畜伝染病対策においては、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外とを適切に分別し、及び加熱処理等が必要な食品残さについては適正な加熱処理等を行うこと、また、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）対策においては、飼料への使用が認められていない動物由来たん白質を適切に分別し、混入防止対策を講ずることが重要である。さらに、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保するためには、飼料の製造業者は、自らが飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に規定する製造業者として飼料安全法を遵守する義務があることをよく認識するとともに、食品残さの排出者等関係者と連携し飼料の安全確保に努めることが重要である。

このため、本ガイドラインは、食品残さを利用して製造される飼料の安全確保及び家畜衛生の観点から、飼料の製造業者等と食品残さ排出者との相互の確認及び原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理について、基本的な指針を示すこととする。

なお、本ガイドラインは、飼料安全法及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の遵守を前提としている。

### 第2 定 義

本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。

#### 1 食品廃棄物等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第2条第2項に規定する次に掲げる物品をいう。

- (1) 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- (2) 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

2 食品残さ食品廃棄物等のうち、飼料又は飼料の原料若しくは材料として利用することができるものをいう。

#### 3 食品循環資源

食品リサイクル法第2条第3項に規定する食品循環資源をいい、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。食品廃棄物等のうち家畜に給与されるものは、加工の有無にかかわらず食品循環資源に該当する。

#### 4 食品残さの種類

##### (1) 食品製造副産物等

下記の①から③までのいずれかに該当するものをいう。

- ① 米ぬか、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、でん粉かす、ビールかす、ふすま、麦ぬか、コーングルテンミール、果汁かす、とうふかす、パン屑、ビートパルプ、バガス、茶かす、糖蜜、コーンスチープリカー等食品の製造過程で得られる副産物
- ② 野菜カット屑等加工屑
- ③ 豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。以下同じ。）、馬カット肉等若しく

は家きん肉等を原材料とする加工食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品又はエキスに限る。）又は魚介類を原材料とする加工食品（かまぼこ、ちくわ、はんぺんその他これに類する魚肉ねり製品又はエキスに限る。）を製造する食品工場の製造過程において発生する残さ

(2) 余剰食品

飯、パン、麺類、とうふ、野菜、菓子、牛乳、アイスクリーム、総菜、弁当等食品として製造されたが、食品としての利用がなされないものをいう。

(3) 調理残さ

調理に伴い発生する残さをいう。

① 事業系調理残さ

食事を提供する事業所から排出する調理残さをいう。

② 家庭調理残さ

一般家庭から排出される調理残さをいう。

(4) 食べ残し

調理されたものが食用に供された後、食べ残されたものをいう。

① 事業系食べ残し

食事を提供する事業所で発生する食べ残しをいう。

② 家庭食べ残し

一般家庭で発生する食べ残しをいう。

5 食品循環資源利用飼料

食品製造副産物等、余剰食品、調理残さ及び食べ残しをそのまま飼料として利用するもの又は原料として加工した飼料をいう。

6 肉牛、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし、馬又は家きんに由来する肉をいう。なお、肉を原料に含む食品を含む。

7 動物由来食品循環資源

肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉及び肉と接触した可能性があるものをいう。なお、肉を扱う事業所等には、肉を原料とする食品を製造する事業所等を含み、肉と接触した可能性があるものには、肉を原料とする食品と接触した可能性があるものを含む。

8 処理済動物由来食品循環資源

農林水産大臣が定める以下の方法により飼料の製造段階で加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われた動物由来食品循環資源をいう。

(1) 飼料の製造段階において、動物由来食品循環資源に対し、攪拌しながらその全体の温度を90℃以上に 60 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

(2) (1)の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に、当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。

(3) (1)の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して2年間保存すること。

9 処理済食品由来動物由来食品循環資源

農林水産大臣が定める以下の方法により食品の製造段階で加熱処理等が行われた食品のみに由来する動物由来食品循環資源をいう。

(1) 飼料の原料として用いる動物由来食品循環資源に含まれる肉及び肉を含む食品の製造段階において、肉の中心部の温度を 70℃以上に 30 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

(2) (1)の加熱処理が行われた肉又は肉を含む食品に、当該加熱処理が行われていない肉又は肉を含む食品が混入しないように取り扱うこと。

10 確認済動物由来たん白質

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の2に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等及び確認済

家きん加水分解たん白等をいう。

### 第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について

#### 1 ASF、CSF等の豚の家畜伝染病対策について

ASF、CSF等に感染した動物の肉等には、その疾病の病原体が含まれる可能性が極めて高いことから、非加熱又は加熱不十分な肉を含む可能性があるもの、肉と接触した可能性があるもの等を豚に給与することは、ASFを始めとする豚の家畜伝染病の発生リスクを高めることとなる。

そのため、豚に給与される可能性がある食品残さは、肉を含む可能性及び肉と接触した可能性がないと判断できない限り、適切な加熱処理等を行う必要がある。

このような考え方に基づき、①豚用飼料の原料として食品残さを受け入れる際には、加熱処理等の対象となる食品残さが含まれるか否かを確認すること、②加熱処理等の対象となる食品残さ（動物由来食品循環資源）を豚用飼料の原料とする場合には、確実に加熱処理等を行い、その記録を作成すること、③食品循環資源利用飼料を豚に給与する場合には、加熱処理等の対象となる食品残さが含まれていないこと又は飼料中に含まれる動物由来食品循環資源が全て、適切に加熱処理等が行われたもの（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質）であることを確認することが重要である。〔成分規格等省令別表第1の6〕

#### 2 BSE対策について

BSE対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の第1の2の(2)の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならない。また、豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。

また、第2の4の(1)の③の食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料製造事業場等は、動物由来たん白質の規制の観点から、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）を参照し、動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格等省令別表第1の2〕

#### 3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について

##### (1) 飼料製造業者等の届出について

以下①から⑤までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。

① 食品残さを飼料として販売（反復継続して、対価を得て他者に譲り渡すことをいう。）する者又は食品循環資源利用飼料を販売する者は、法人、個人を問わず飼料安全法第50条第2項に基づき、都道府県知事に飼料販売業者届を提出しなければならない。

② 食品循環資源利用飼料を製造し、さらに販売又は対価を得ずに譲渡する者は、飼料安全法第50条第1項に基づき、農林水産大臣に飼料製造業者届を提出しなければならない。飼料の「製造」とは、飼料の原料に一定の加工処理（加熱、乾燥、粉碎、混合等）を加える行為を指す。なお、食品リサイクル法第11条に基づき登録を受けた者は、この限りではない。

③ 食品残さを自ら収集して、飼料を製造し、自らが飼養する家畜のみに給与している農家、すなわち全量自家消費を行う農家は、飼料製造業者届の提出は不要であるが、飼料製造業者に該当するため、飼料安全法を遵守する義務がある。

④ 食品製造副産物等のうち、定義の①及び②に該当するものを飼料又は飼料の原料として排出している業者は、飼料製造業者に該当する。

⑤ なお、プロピオン酸等を飼料に添加する場合には、飼料安全法第25条第1項に基づき、飼料製造管理者を設置するとともに、農林水産大臣に飼料製造管理者届を提出しなければならない。

(2) 原料排出者（食品残さを排出する食品製造業者等）における分別等の確認等

① 食品残さを飼料製造業者又は畜産農家に飼料又は飼料の原料として販売又は譲渡する場合

ア 原料排出者は、排出する食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否か等を、自らの責任で確認すること。（第4の1の(1)参照）

イ 原料排出者は、加熱処理等の対象のものが含まれる場合には、販売・譲渡先の事業場が、加熱処理等を行うことができる施設であるか否かを確認すること。

ウ 原料排出者は、ア及びイによるほか、排出する食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことを確認すること。（第4の1の(2)参照）

② 食品残さを廃棄物処理業者に廃棄物として排出する場合

ア 廃棄物処理業者が、引き受けた食品残さを飼料又は飼料の原料として利用、販売又は譲渡する可能性があるため、原料排出者は、排出する食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かを確認するとともに、加熱処理等の対象のものが含まれる場合はその旨を当該処理業者に対して明確に伝えるなど、当該処理業者が行う飼料の安全確保のための対応に協力すること。

イ 原料排出者は、アによるほか、排出する食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことを確認するなど、当該処理業者が行う飼料の安全確保のための対応に協力すること。

(3) 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、飼料販売業者等）における分別等の確認等

① 原料排出者である食品製造業者等から直接食品残さを受け入れている業者等の場合

ア 原料受入者は、原料排出者全てを把握し、事業場ごとに原料排出者一覧表を作成すること。

イ 原料受入者は、各原料排出者に対して、受入可能な食品残さの種類、自らの施設で加熱処理等を行うことができるのか否かを示すこと。

ウ 原料受入者は、各原料排出者に対して、受け入れる食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認を求めるとともに、自らも確認すること。（第4の3の(1)参照）

エ 原料受入者は、ア、イ及びウによるほか、各原料排出者に対して、受け入れる食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認を求めるとともに、自らも確認すること。（第4の3の(2)参照）

なお、豚用飼料・豚用飼料の原料を扱おうとする飼料製造業者であっても、加熱処理等を行わない業者の場合には、動物由来食品循環資源を受け入れてはならない。

② 原料排出者である食品製造業者等から直接食品残さを受け入れていない業者等の場合（収集業者を介す場合など）

ア 原料受入者は、直接原料排出者に対して、又は収集業者等を介して、①を行うこと。

イ 原料受入者は、アに加えて、収集業者等における食品残さへの加熱処理等の対象のものの混入及び接触の有無を確認すること。

(4) 原料排出者と原料受入者との契約

原料受入者と原料排出者は、(2)及び(3)について相互に契約を締結することが望ましい。

なお、収集業者等が介在する場合であっても、相互に又は三者で契約を締結することが望ましい。

(5) 原料排出者での確認

原料受入者である飼料製造業者は、原料排出者に出向くこと等により、定期的に(4)の契約内容の遵守状況について確認する。



(6) 原料排出者への周知・要請等

原料受入者である飼料製造業者は必要に応じ、(4)の契約締結に際して、原料排出者に対して、動物由来食品循環資源の分別、異物の分別等の具体的手法等や、飼料安全に係る規制等について周知を行う。また、収集開始後、分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、分別等の徹底を改めて要請するとともに、必要に応じて再周知又は原料の受入停止等の措置を行う。

(7) 飼料製造業者における加熱処理等の規定への適合状況の確認及び届出等

動物由来食品循環資源に限らず、食品循環資源を受け入れる飼料製造業者又は自ら排出する食品製造副産物等の食品循環資源を飼料として販売する食品製造（兼、飼料製造）業者のうち、飼料製造業者届の提出義務がある製造業者は、成分規格等省令別表第1の6及び本ガイドラインに規定された事項について、特に別紙1に留意して、自ら適合状況の確認を行う。当該確認を行った結果、適合していると判断した場合は、速やかに、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）を経由して消費・安全局長に対し、別紙2について届け出ることとする。

届出後、以下のいずれかに該当する場合には、速やかに、FAMICを経由して消費・安全局長に対し、別紙3により変更届を提出することとする。

- ① 会社名、主たる事務所の所在地、事業場名又は事業場の所在地の住所表記に変更があった場合
- ② 事業場の改築等により、加熱処理等に関する製造機械等を新規導入し、又は変更する場合
- ③ 受け入れる食品残さの種類の変更等により、加熱処理等の条件等を変更する場合  
なお、飼料安全法第50条第4項の規定に基づく飼料製造業者届出事項変更届については、都道府県の窓口を経由して提出する。

#### 第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策

##### 1 原料排出者（食品残さを排出する食品製造業者等）における食品残さの確認と管理

###### (1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認は、以下により行うこと。

- ① 分別管理の状況により、加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合  
加熱処理等の対象のものとは、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉と接触した可能性があるものである動物由来食品循環資源を指す。

原則として、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源は、動物由来食品循環資源に該当するが、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源であっても、別紙4により、建屋間、フロア間又はライン間での食品及び食品残さの分別管理の状況により肉と接触した可能性がないと判断できる場合には、動物由来食品循環資源に該当しないこととすることができる。

一方、製品としては植物性のもののみを扱う事業所、すなわち、肉を扱わない事業所であっても、同一事業所内に社員食堂等肉を扱う施設がある場合であって、当該施設から排出される食品残さも区別なく排出している場合には、当該事業所から排出される食品循環資源も動物由来食品循環資源に該当する。

- ② 食品の製造段階における加熱処理等の状況及びその後の交差汚染防止対策の状況により、加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合

別紙5に該当するものは、食品の製造段階における加熱処理等の状況及びその後の交差汚染防止対策の状況により、加熱処理等の対象に該当しないもの、すなわち処理済食品由来動物由来食品循環資源に該当することとすることができる。

###### (2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認は、特に以下に留意して行うこと。

① 食品製造副産物等

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを飼料の原料として使用してはならないことから、大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場には、このような残さを飼料の原料として排出しないこと。

② 余剰食品

包装品にあつては、包装資材を極力除去すること。

③ 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

調理残さは、調理器具の破片等の異物の混入がないことを確認し、そのみを分別し、専用の容器（以下「分別専用容器」という。）に入れること。病原微生物等に汚染されている蓋然性が高いものは、飼料の原料として排出しないこと。

食べ残しは、調理残さに比べ有害なものが混入する可能性が高いことから、たばこ等の食品以外の異物の混入がないことを確認し、はし、つまようじ等を除去した後、蓋付きの分別専用容器への収納等により、有害物質を確実に除去できる場合以外は飼料の原料として排出しないこと。

なお、分別専用容器は、収集後は洗浄又は消毒すること。また、国際線の航空機及び海外航路船から排出される調理残さ等は、動物検疫の観点から原則として陸揚げが認められていない。これらを含め外国関連施設から排出される調理残さ等は、飼料の原料として使用しないこと。

④ 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

③に比べて多種の異物が混入する可能性が高く、安全の確保が難しいことから原則として飼料の原料としないこと。

ただし、食育の観点等から、例外的に飼料の原料として利用する場合には、特別に設置した管理組織により分別状況をモニタリングして確認及び記録するなど、③以上に厳格に分別すること。特に、ほ乳動物由来たん白質等を含むペットフードなどの食品以外の異物が混入することのないように分別を徹底すること。

また、モニタリングの徹底等により、原料排出者ごとの分別状況の確認及び記録をすること。

⑤ その他

ア かびの発生及び腐敗の状態を目視及び臭気により確認し、かびの発生又は腐敗が認められるものは飼料の原料としないこと。

イ 原料排出者においては、目視による確認の困難な洗剤等の混入も防止すること。

ウ 原料排出者における食品残さの保管は、保冷库又は冷暗所に保管するなど、排出物の種類及び収集までの保管期間に応じた、かびの発生及び腐敗を防止する対策をとること。

エ 原料排出者における食品残さの保管は、病原微生物汚染を防止する観点から、カラス、ネズミ、ネコ、イヌ、キツネ、いのしし、ハエ、ゴキブリ等（以下「カラス等」という。）との接触及び異物の混入を防止するため、原則として蓋付きの専用容器に入れること。

2 原料運搬者（食品製造業者、飼料製造業者、収集業者等）による原料の運搬・保管

(1) 原料運搬者は、由来の異なる食品残さについて、表示等によりそれぞれ識別できるよう、運搬・保管を行うこと。

(2) 原料運搬者は、加熱処理等の対象となる食品残さと加熱処理等の対象とならない食品残さとを同一の車両・空間で運搬・保管する場合には、容器の専用化や表示等によりそれぞれ相互に接触しないように運搬・保管を行うこと。

(3) 原料運搬者は、野菜カット屑等腐敗しやすい食品残さを飼料の原料とする場合には、以下により運搬及び保管を行うこと。

① 原料排出者での保管期間は極力短くし、迅速に収集すること。

② 運搬に際しては、カラス等から隔離し、及び異物の混入を防止するため、原則として蓋付きの専用容器に入れること。専用容器は、使用後洗浄又は消毒すること。

③ 運搬は保冷車で行うことが望ましいが、保冷車を用いない場合には、極力移動距離を短くし、腐敗、脂質の酸化等の品質劣化を防止すること。

④ 原料受入者に運搬した食品残さは、できるだけ早く製造又は使用に供し、一時保管する場合は保冷库又は冷暗所で保管すること。特に、食べ残しを含む食品残さについては、排出から製造又は使用までを迅速に行い、長期保管は行わないこと。

### 3 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、飼料販売業者等）における食品残さの受入

#### (1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

豚用飼料を製造する事業場において、食品循環資源を飼料の原料として受け入れる場合には、当該食品循環資源に動物由来食品循環資源が含まれるか否かを確認すること。動物由来食品循環資源が含まれる場合には、当該動物由来食品循環資源が全て、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当するか否かを確認すること。全ての動物由来食品循環資源が処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない場合であって、当該動物由来食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、製造段階で確実に加熱処理等を行うこと。また、しょうちゅうかすや野菜カット屑など、動物由来食品循環資源に該当しない食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、加熱処理等の対象の動物由来食品循環資源と接触しないよう取り扱うこととし、接触した場合には、加熱処理等の対象となるので留意すること。

加熱処理等を行わない事業場においては、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除いて、加熱処理等が必要な飼料の原料を受け入れてはならず、この担保は、両製造業者間における契約等により行うこと。

#### (2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを飼料の原料として使用しないこと。

また、かびの発生、腐敗等が認められ飼料の原料として不適切なものは、飼料の製造に用いないこと。

余剰食品については、特に原料収集時に分別できなかった包装資材を分別除去すること。また、事業系調理残さ及び事業系食べ残しは、原料収集時に分別できなかった金属異物、はし、つまようじ等を目視、網ふるい、磁石等により除去すること。

### 4 飼料の製造

#### (1) 細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策（加熱処理等の条件等）

① 3の(1)で、加熱処理等が必要な原料を受け入れている場合には、以下のとおり、加熱処理等を行うこと。

ア 豚用飼料を製造する飼料製造業者及び豚用飼料と同じ製造工程で、豚以外の家畜用飼料を製造する飼料製造業者（製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除く。）

成分規格等省令別表第1の6に基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の度を90℃以上に60分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。なお、同等以上の効果を有する方法の例として、攪拌しながらその全体の温度を95℃以上に19分間以上又は100℃以上に6分間以上保つ方法が挙げられる。

(イ) (ア)の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないよう取り扱うこと（再汚染防止対策を講ずること）。

(ウ) (ア)の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して2年間保存すること。

イ 豚以外の家畜用飼料のみ製造する飼料製造業者

本ガイドラインに基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の温度を70℃以上に30分間以上若しくは80℃以上に3分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

(イ) (ア)の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。

なお、当該加熱処理等を行った動物由来食品循環資源については、その他の食品循環資源と区別するため、以下「70℃加熱動物由来食品循環資源」という。

② 食品循環資源に動物由来食品循環資源が混入している可能性がない場合であっても、病原微生物汚染を防止する観点から、必要に応じて適切な温度で加熱すること。

③ 加熱処理等における留意事項

加熱処理等に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 加熱処理は、確実に飼料全体の品温（飼料自体の温度をいう。以下同じ。）が目的温度に達するように行うこと。

イ 加熱方法によっては設定温度と実際の品温が大幅に異なることがあることから、品温のモニタリングを適切に行う等により、①又は②の加熱条件を満足すること。

ウ 原料が細かく粉碎された状態になっており、原料が液体（水や油）中で加熱されている場合には、液温を品温とみなすことができること。

エ 品温と雰囲気温度（飼料の加熱を行うための容器内の気体温度をいう。以下同じ。）の関係性が検証されている場合には、雰囲気温度の測定に代えることができること。

オ 焦げ付くような加熱等過度な加熱は、アクリルアミド等健康に悪影響を与える可能性がある化学物質を過剰に生成させる可能性があることから、過度な加熱を避けるよう加熱条件を設定すること。

カ 加熱処理は、脱脂工程や乾燥後の保温工程で達成される方式によっても差し支えないこと。

キ 加熱温度の測定・記録は、データロガー等により連続的に行われることが望ましいが、確実に測定し記録されれば、この方法に限定するものではないこと。

ク 再汚染防止対策は、ワンウェイ（原料の投入から製品の搬出までの工程が一方向であることをいう。）が望ましいが、原料と製品の置き場所を分ける、管理により相互の接触を避けるなどを組み合わせた管理によっても差し支えないこと。

④ 飼料の品質の低下防止を目的とした飼料添加物の使用

細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策として抗酸化剤、防かび剤等の添加物を用いる場合には、食品添加物ではなく飼料添加物として指定されているものを用いること。また、その際には当該飼料添加物について定められた基準・規格を遵守しなければならないこと。

(2) 配合飼料の原料の製造における留意事項

配合飼料の原料を製造する場合には、粉末乾燥処理を行い、水分を13.5%以下にすることが望ましい。

## 5 品質管理

(1) 試料の採取

試料の採取は、「飼料等検査実施要領」（昭和52年5月10日付け52畜B第793号畜産局長通知）に準じて行うこと。

(2) 分析項目及び分析頻度

有害物質又は病原微生物の汚染の防止を図る観点から、それぞれの製品の特性に応じてかび毒、残留農薬、重金属、病原微生物、脂質の酸化生成物、食塩、硝酸塩、揮発性塩基性窒素等の中から分析項目、分析頻度等を選定すること。

(3) 分析方法及び分析場所

分析方法は、「飼料分析基準」（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知）によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等を用いても差し支えない。なお、分析は、自社の品質管理室又は外部の分析機関で行うこと。

#### (4) 品質管理基準

製品の品質管理の基準は、成分規格等省令別表第1及び「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を参考とすること。

#### (5) 品質管理台帳及びその保存

品質管理台帳に製造年月日、試料採取年月日、分析者、分析結果、分析結果に基づいて実施した措置内容等を記載し、8年間保存すること。

### 6 飼料の保管、出荷等

#### (1) 飼料の保管

- ① 飼料は、動物由来食品循環資源、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質のいずれを含むものであるかが、識別可能となるような容器で保管すること。
- ② 動物由来食品循環資源が、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質並びにこれらを原料に含む飼料に混入しないよう、分別して保管すること。
- ③ 動物由来食品循環資源を原料とする飼料が、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質並びにこれらを原料に含む飼料に混入しないよう、分別して保管すること。
- ④ カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため、紙袋、トランスバック等密閉容器に保管すること。
- ⑤ 水分含量等製品の状況に応じた温度管理を行い保管することとするが、かびの発生や腐敗を防止するため、可能な限り早く出荷すること。
- ⑥ 保管場所は、定期的に洗浄、消毒等を行い、保管容器の外装やフォークリフトなどの輸送機器等の再汚染を極力低減させるよう努めること。
- ⑦ 製品の輸送容器は、新品を用いるか、再利用する場合には、洗浄・消毒が可能な容器を用いること。

#### (2) 出荷先の制限

- ① 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない動物由来食品循環資源は、豚用飼料に用いることができないことから、加熱処理等を行わない飼料製造業者、飼料販売業者及び養豚農家に出荷しないこと。
- ② 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源、確認済動物由来たん白質又は70℃加熱動物由来食品循環資源に該当しない動物由来食品循環資源は、家畜用飼料に用いることができないことから、加熱処理等を行うことができない飼料製造業者、飼料販売業者又は畜産農家に出荷しないこと。
- ③ 動物由来たん白質は、加熱処理等の有無にかかわらず、用途等によって含んでよい動物由来たん白質の種類が厳格に定められていることから、受入可能な飼料製造業者、飼料販売業者又は畜産農家以外に出荷しないこと。

#### (3) 製品の表示

製品を出荷する際には、以下の内容を表示すること。

- ① 飼料の名称又は種類
- ② 製造（輸入）年月
- ③ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
- ④ 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）
- ⑤ 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料とする飼料には、対象家畜等

⑥ ほ乳動物由来たん白質等を含有する場合には、次の文字  
「使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」

⑦ 抗酸化剤等飼料添加物が添加されている場合には、飼料安全法に定められた表示事項

## 7 帳簿の記載等

### (1) 製造時の帳簿の記載

製品を製造した場合には、遅滞なく、次の事項を帳簿に記載すること。

① 名称

② 数量

③ 製造年月日

④ 製造に用いた原料又は材料の名称及び数量

⑤ 製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲り受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

### (2) 原料排出者リストの入手

原料を自ら収集しない場合には、収集業者から収集日ごとに原料排出者のリストを入手すること。

### (3) 製品の譲り渡しに際しての帳簿の記載

製品を譲り渡したときは、その都度、次の事項を帳簿に記載すること。

① 名称

② 数量

③ 年月日

④ 相手方の氏名又は名称

⑤ 荷姿

### (4) 帳簿の保存期間

(1)、(2)及び(3)の帳簿等は、8年間保存すること。

## 第5 製造等管理体制

### 1 飼料業務管理規則

(1) 第4の1から7までを効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することが望ましい。

(2) 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することが望ましい。

(3) 飼料業務管理規則に基づく業務管理を的確に実施するため、飼料業務管理責任者を設置することが望ましい。

### 2 飼料品質管理規則

(1) 第4の5の具体的内容を定めた飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することが望ましい。

(2) 飼料品質管理規則に基づく分析の実施及びその結果については、その内容を記録し、8年間保存することが望ましい。

(3) 飼料品質管理規則に基づく品質管理を的確に実施するため、飼料品質管理責任者を設置することが望ましい。

## 第6 畜産農家等における原料収集、原料の運搬・保管、製造、飼料の保管及び使用

1 原料収集、原料の運搬・保管、製造及び飼料の保管第4の1から4まで及び6の(1)によること。

## 2 使用

### (1) 使用の制限

- ① 食品循環資源利用飼料には乳動物由来たん白質等を含む場合、当該飼料は、反すう動物に使用してはならない。〔成分規格等省令別表第1の2関係〕
- ② 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない動物由来食品循環資源は、豚に使用してはならない。〔成分規格等省令別表第1の6関係〕  
また、ASF、CSF等の感染を防止する観点から、いのししにも使用しないこと。
- ③ 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源、確認済動物由来たん白質又は70℃加熱動物由来食品循環資源に該当しない動物由来食品循環資源は、家畜等に使用してはならない。

### (2) 使用上の注意事項

搬入された飼料は、速やかに使用すること。また、食塩、硝酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用すること。

### (3) 帳簿の記載等

#### ① 製造時の帳簿の記載

第4の7によること。

#### ② 使用時の帳簿の記載

飼料を使用した後に、飼料安全法に定められた次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。

ア 当該飼料を使用した年月日

イ 当該飼料を使用した場所

ウ 当該飼料を使用した家畜等の種類

エ 当該飼料の名称

オ 当該飼料の使用量

カ 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

#### ③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならない。また、②の帳簿は、次の各項目に掲げる動物に応じ、当該各項目に掲げる期間保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏、馬（食用に供しない馬を除く。） 5年間（乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合にあっては、飼料の給与開始日から2年間）

ウ 豚、ブロイラー 2年間

エ ぶり、まだい、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、くろまぐろ、こい（食用に供しないこいを除く。）、にじます、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな 4年間

オ ぎんざけ、まあじ、すぎ、うなぎ 3年間

カ あゆ、くるまえび 2年間

キ その他の家畜 畜産物になるまでの期間等を考慮した適切な期間

## 9 粗飼料の異物混入について

購入粗飼料への異物混入が発見されたときは下記の措置を講じてください。

- 1) 飼料の輸入業者、販売業者及び使用者（畜産農家等）は、粗飼料からほ乳動物の物であることが疑われる異物を発見した場合は、以下の対応を行ってください。
  - (1) 輸入業者にあつては農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に、販売業者にあつては主たる事務所の所在する都道府県（畜産課又は畜産保健衛生所）に、使用者にあつては所在地の都道府県に、当該異物を発見した旨を遅滞なく連絡してください。
  - (2) 当該異物及びこれを含んでいた粗飼料については、焼却又は廃棄物処理施設での埋却等により適正に処分してください。
  
- 2) 飼料の輸入業者、販売業者及び使用者にあつては、粗飼料からほ乳動物の物であることが疑われる異物を発見した場合又は粗飼料の出荷先から粗飼料から、ほ乳動物のものであることが疑われる異物が混入していたことについて連絡を受けた場合は、その原因の特定に努めるとともに、その結果に基づき以下の対応を行ってください。
  - (1) 飼料の輸入業者及び販売業者にあつては、当該異物を含んでいたものと同一荷口の粗飼料について同様の異物の混入の可能性が疑われる場合は、出荷先にその旨を連絡し注意喚起してください。
  - (2) 当該飼料の購入元（無償での譲渡を含む）に異物混入の事実を連絡してください。
  - (3) 使用者に当該飼料を販売した販売業者は、当該使用者の所在する都道府県に別記様式により報告してください。
    - ① 当該異物の混入の原因となった販売業者又は当該粗飼料を国内の生産者から集荷した販売業者にあつては、その主たる事務所の所在する都道府県
    - ② 当該粗飼料の輸入業者にあつては、農林水産省・消費安全局畜水産安全管理課



## 10 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定について

東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県において放射性セシウムに汚染された飼料原料が直接飼料として、又は配合飼料等の原料として使用され、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性があることから、飼料全般について、慎重に対処する必要があります。

### (1) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されています。

#### ア 牛及び馬用飼料中に含まれることが許容される最大値

・・・100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）

#### イ 豚用飼料中に含まれることが許容される最大値

・・・80ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

#### ウ 家きん用飼料用中に含まれることが許容される最大値

・・・160ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

#### エ 養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

・・・40ベクレル/kg（製品重量）

〔 飼料から畜水産物への移行係数、食品の基準値（放射性セシウムについては、一般食品）  
100ベクレル/kg、乳50ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。 〕

※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

### (2) 畜産農家と飼料関係者が留意すること。

#### ア 畜産農家向け指導

- (ア) 暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
- (イ) 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を越えていないことを確認（注1）すること
- (ウ) 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を越えていないことを確認（注1）するか、都道府県と相談すること
- (エ) 自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- (オ) めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

イ 飼料の製造業者向け指導

製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認（注1）した上で出荷すること

ウ 飼料の販売業者向け指導

販売する飼料が許容値を超えていないことを確認（注1）した上で、購入し販売すること

（注1）

「確認」については、必ずしも分析を行うことを意味するものではなく、以下の通りとなっています。

1. 今後、国産飼料原料（23年以降産）を使用する配合飼料等については、有害物質混入防止ガイドラインに則り、国、県等が行う国産飼料原料のモニタリングデータ等も活用し、当該国産飼料原料の放射線セシウムの含有状況を確認し、放射性セシウムの暫定許容値を下回るように管理されていること。
2. 輸入された原料やこれからの原料を加工したものから製造された配合飼料等は、当該原料等が放射性物質に汚染されないように、引き続き適切に保管・管理が行われていること。

(別記様式)

## 粗飼料への異物混入状況報告票

年 月 日

長崎県畜産課長 殿

(農林水産省・消費安全局畜産安全管理課 飼料安全担当者殿)

住所

氏名

このことについて、「粗飼料の異物混入について」(平成17年2月17日付け16消安第8993号農林水産省消費・安全局長通知)の記の4の(3)〔又は4の(4)〕の規定に基づき以下の通り報告します。

### 1 異物混入があった粗飼料の概要

- (1) 種類
- (2) 生産国名
- (3) 荷姿
- (4) 流通経路

### 2 異物の種類及び発見の状況等

- (1) 異物の種類
- (2) 異物が発見された場所及び日時
- (3) 異物の発見者
- (4) 異物の混入及び発見の状況

### 3 異物及びこれを含んでいた粗飼料の処分の状況

注1) 必要に応じ、発見された異物の写真等を貼付すること。

2) 報告は担当者からのファックス等でよい。

## 11 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成 28 年 4 月一部改正）

近年、食品の安全確保に関しては、従来の最終製品の検査を中心とする考え方から、HACCP等の工程管理に重点を置いた考え方に変化しており、フードチェーンの一端を担う飼料についても、事業者自らが、原料段階から最終製品までの全段階においてこのような手法を導入し、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保していくことが重要です。

このため、安全な飼料を供給するために実施する基本的な安全管理(GMP)を事業者自らが導入するための指針として、「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」が制定されています。

### 第1 目的

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 5 条に掲げられた基本理念である、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、飼料等については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき農林水産省が基準及び規格を定めるなどの施策を講ずるとともに、飼料等の製造、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、食品安全基本法第 8 条の規定に基づき、自らが食品の安全の確保について第一義的責任を有していることを認識した上で、飼料の安全を確保するために必要な措置を講じてきた。

近年、食品については、安全確保の手法に関する国際的な考え方が、従来からの最終製品の検査を中心としたものから、工程管理に重点を置いたものへ変化してきており、基本的な安全管理に必要な事項を定めた適正製造規範（GMP）を着実に実施した上で、工程ごとのハザードを分析し、重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムである HACCP の導入が、主流となりつつある。

このような流れを踏まえ、フードチェーンの一端を担う飼料等についても、原料段階から最終製品までの全段階において、事業者自らがこのような手法を導入し、より効果的かつ効率的に安全を確保することが重要である。具体的には、事業者は、GMPに基づき衛生対策や施設の管理等を適正に実施するとともに、工程管理や品質管理を着実に実施することにより、サルモネラを始めとする有害微生物による汚染防止、かび毒を始めとする有害化学物質や金属片等の異物の混入防止、動物由来たん白質の分別管理等の牛海綿状脳症（BSE）対策など、多様なハザードを適切に管理する必要がある。さらに、抗菌性飼料添加物を含有する飼料については、適正な添加量や均一な配合が確保される仕組みを構築する必要がある。

この飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（以下「GMPガイドライン」という。）は、事業者自らが、これらハザード等を適切に管理し、安全な飼料を供給するために実施する基本的な安全管理である GMP、さらに、自らの業務実態に応じ、HACCP の考え方に基づき、より高度な安全管理を導入していくための指針を示すものである。

### 第2 定義

GMPガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### 1 原料等

飼料及び飼料添加物を製造するための原料及び材料をいう。

#### 2 飼料等

飼料及び飼料添加物並びに原料等をいう。

#### 3 製品

製造された飼料及び飼料添加物をいい、中間製品を含む。

#### 4 事業者

飼料等の製造、輸入及び販売を業として行う者をいう。

## 5 事業場

事業者が事業を行う場所のうち、飼料等を取り扱う場所をいう。

## 6 A飼料

飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。

## 7 B飼料

A飼料及び水産専用飼料以外のものをいう。

## 8 水産専用飼料

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた製造工程において製造された飼料をいう。

## 9 動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の5の（1）に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① ほ乳動物由来たん白質
- ② 家きん由来たん白質
- ③ 魚介類由来たん白質
- ④ 動物性油脂
- ⑤ 食品残さに由来する動物由来たん白質
- ⑥ ①から⑤までに該当する物質が含まれる飼料添加物

## 10 抗菌性飼料添加物

省令別表第1の1の（1）のウの表に掲げる飼料添加物をいう。

## 11 抗菌性飼料添加物製剤

抗菌性飼料添加物の単一製剤及び複合製剤をいう。

## 12 製造指示

事業場の製造部門に対して、製造する製品名、製造数量、製造順序等製品の製造に必要な事項を指示することをいう。

## 13 ロット

一定の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品又は原料等の一群をいう。

## 14 不適合品

省令等により定める規格や基準を満たさない製品又は原料等をいう。

## 15 クリーニング

施設及び設備（器具を含む。以下同じ。）に付着した残留物を除去し、清掃又は必要に応じて洗浄（洗浄液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。）することをいう。

## 16 搬送

搬送機を用いて、施設内又は施設間において、飼料等の移動を行うことをいう。

## 17 ハザード

人又は家畜等の健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある飼料等中の物質又は飼料等の状態（例えば、有害な微生物等の生物学的要因、残留農薬やかび毒等の化学的要因、異物の混入等の物理的要因がある。）をいう。

## 18 工程管理基準書

ハザード分析により重要と評価されたハザードについて、飼料等の安全を確保するために講じるべき管理方法を定めたものをいう。

### 第3 適正製造規範（GMP）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

#### 1 組織及び従業員

##### （1）管理体制の整備

- ① 製造業者は、事業場ごとに製造管理責任者及び品質管理責任者を指定する。この場合において、飼料安全法第25条第1項に規定する飼料製造管理者を設置している事業場であるときは、飼料製造管理者に製造管理責任者を兼務させることができる。
- ② 製造管理責任者と品質管理責任者は、兼務させないものとする。
- ③ 製造業者は、製造部門から独立させた品質管理部門を設置する。
- ④ 輸入業者及び販売業者は、業務管理責任者を指定し、以下に記載される事項を実践するための計画の策定、実施状況及び効果の検証を実施させる。

##### （2）従業員の教育訓練

事業者は、教育訓練に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、次に掲げる教育訓練に係る業務を行わせる。

- ① 衛生管理、工程管理又は品質管理の業務に従事する従業員に対して、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）等が行う研修等を利用するなどして衛生管理、工程管理又は品質管理の業務に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。
- ② 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存すること。

#### 2 施設等の設置及び管理

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

##### （1）敷地及び施設

- ① 敷地は、有害鳥獣や害虫の生息場所を排除するよう整備し、舗装面や植栽を含めて適切に管理すること。
- ② 施設の床、内壁、天井等は、衛生管理及び整備が容易な構造及び材質とすること。
- ③ 敷地に明確な境界を設けるなどにより、施設内への人の立入りを適切に管理できる構造とすること。
- ④ 飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、それぞれ混入防止措置が講じられるよう設計すること。
- ⑤ 原料の受入れ、容器への充てん等、外気に触れる作業工程を行う施設内の区域においては、天井を張るなどして、環境由来の汚染が発生しないような構造とすること。
- ⑥ 施設内には、従業員の飲食のための区切られた空間、便所及び洗面所を備えること。

##### （2）設備及び機器

- ① 設備は、意図した目的及び規模に適した能力を有し、衛生管理及び整備が容易な構造及び材質とすること。
- ② 施設内の照明、換気、温度及び湿度の適切な管理のために必要な設備を備えること。
- ③ 微生物的及び化学的に用途に適した水を供給又は排水を適切に行うための設備を備えること。
- ④ 排水及び廃棄物を適切に処分するための設備を備えること。
- ⑤ 飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、混入防止対策を講じること。
- ⑥ 抗菌性飼料添加物又はこれを含有する飼料等が抗菌性飼料添加物を含有しない飼料等と直接触れる設備は、原則として専用化すること。また、抗菌性飼料添加物を含有する飼料等とこれを含有しない飼料等の両方を同じ設備において取り扱う場合は、抗菌性飼料添加物を含有しない飼料等を取り扱う前に、抗菌性飼料添加物を除去する効果について十分な検証が行われた方法によりクリーニングを行うこと。
- ⑦ 適切な計量範囲の計量機器を用い、その精度を定期的に確認すること。また、配合混合機の精度を定期的に確認すること。

### 3 調達する原料等の安全確認

事業者は、原料等の調達に当たって、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。

- (1) 調達する原料等ごとに、安全を確保するために必要となる明確な規格等を策定し、原料等の供給者との間において、当該規格等を満たす原料等を供給する旨の契約の締結等を行うこと。
- (2) 必要に応じて、原料等の供給者における GMP ガイドライン、適正農業規範等の遵守状況若しくは検査結果の確認、管理状況の調査若しくは聴取、又は自ら実施する検査等により、調達する原料等の安全性を確認し、その結果を記録すること。なお、事業者が製品の製造を委託する場合であって、事業者が原料等を受託者に供給するときは、事業者が当該原料等の安全性を確認し、その結果を記録すること。

### 4 衛生管理

事業者は、衛生管理を適切かつ円滑に実施するために必要な次の事項について記載した手順書（以下「衛生管理手順書」という。）を定める。製造管理責任者又は業務管理責任者は、衛生管理手順書に基づき自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。また、当該業務の実施状況について日常的に点検を行う。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合は、事業者は、当該業務を受託する者に対し、衛生管理手順書のうち当該業務に対応する事項を満たしていることの確認を文書により行う。

- ① 従業員の健康管理に留意するとともに、日常の手洗いの励行、清潔な作業衣の着用、靴の消毒等を実施すること。
- ② 施設及び設備を、定期的に清掃整備するとともに、必要に応じて消毒を行い、清潔な状態を維持すること。特に結露が生じやすい工程においては、清潔で乾燥した状態を維持すること。
- ③ 原料等や製品の保管場所を、清潔で乾燥した状態となるよう管理すること。
- ④ 輸送、搬送及び保管時に原料等や製品に直接触れるタンク、車両の荷台、容器、包装、搬送機等は、乾燥して清潔な状態であるものを使用するとともに、水ぬれや異物の混入を防止した状態を維持すること。
- ⑤ 有害鳥獣及び害虫対策として、トラップの設置や施設内の燻蒸等による駆除を行うこと。また、施設の開口部への防鳥ネット等による侵入防止を行うこと。
- ⑥ 清掃、消毒、有害鳥獣及び害虫の対策等に用いる薬剤が、飼料等を取り扱う設備に残留することのないよう、適切に使用及び保管すること。

- ⑦ 廃棄物及び排水が飼料等を取り扱う設備へ混入することがないように、また、廃棄物の保管場所や汚水が有害鳥獣や害虫の生息場所とならないよう、適切に管理すること。

## 5 工程管理及び品質管理

(1) 事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあつては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

- ① 原料等の受入れ時には、伝票等により、原料等の供給先とあらかじめ契約したものであることを確認すること。特にA飼料向けの原料等については、当該原料等が適切な方法により管理されているものであることを確認すること。また、動物由来たん白質等を受け入れる際には、表示又は供給管理票により適切な方法により管理されているものであることを確認すること。
- ② 製品の製造に関する計画を製造指示書や配合割合表等で定め、計画に従った製造を行うこと。抗菌性飼料添加物を含む配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する工程においては、適切な製造順位を製造指示書に定めること。
- ③ 原料等の受入れから出荷までの全過程において、交差汚染が生じないように、ロット番号による原料等及び製品の管理、製造ラインのクリーニング、作業員の服、手足、靴等のエアクリーニング、残留物の適切な処分等の対策を講じること。
- ④ 抗菌性飼料添加物製剤は、在庫数量等を点検して記録し、結果を確認すること。
- ⑤ 不具合の生じた製品を再加工する際には、事前に安全が検証された方法により実施し、対象となるロット番号や再生に関する情報を記録すること。
- ⑥ 適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、それぞれ混入防止対策を適切に講じること。
- ⑦ 飼料安全法第52条に基づき、製品の製造に関する記録を作成し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第72条に基づき、その作成の日から8年間保存すること。

また、保管及び出納並びに製造管理に関する記録を、作成の日から少なくとも2年間保存すること。

(2) 製造業者及び輸入業者は、GMPガイドラインに従った作業が適切に実施され、製品の安全が十分に確保されていること等を確認するために必要な試験検査及びその他の品質管理に関する業務について記載した手順書（以下「品質管理手順書」という。）を作成する。各事業場の品質管理責任者及び業務管理責任者は、品質管理手順書に基づき、品質管理に関する業務を自ら実施し、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。

## 6 試験検査

事業者は、原料等の安全確認及び5の(2)に定める品質管理業務の実施のため、次に掲げる事項を含む、検体の採取方法、試験検査の実施方法、結果の判定方法その他の必要な事項を記載した手順書（以下「試験検査手順書」という。）を自ら作成し、又は事業者から試験検査に係る業務の委託を受けた者に作成させる。事業者は、試験検査手順書に基づき、自ら又は試験検査に係る業務の委託を受けた者があらかじめ指定した者に試験検査の業務を行わせる。

- ① 飼料等検査実施要領（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）に掲げる方法に即して、事業者又は委託者が定めた頻度により、原料等及び製品のロットから検体



を採取し、その記録を作成すること。なお、抗菌性飼料添加物を含有する製品については、原則として、製造ロットごとに検体を採取すること。

- ② 事業場又は他の試験検査機関において、採取した検体の試験検査を行うこと。なお、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日12生畜第1826号）第2の2（3）の（ア）のaの（b）に記載されているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム等の抗菌性飼料添加物を含有する飼料については、製造ロットごとに検体の試験検査を行うこと。
- ③ 試験検査の結果の記録を作成し、原則として少なくとも2年間保存すること。
- ④ 製造業者にあつては、試験検査の結果を、飼料製造管理者又は製造管理責任者に対して文書で報告すること。
- ⑤ 試験検査において不適合品が検出された場合又は平常時からの逸脱が認められた場合は、原因究明を行い、必要な再発防止のための措置を講じること。
- ⑥ 製造業者にあつては、試験検査後も、採取した検体を自らが試験検査手順書に定めた期間、適切な保管条件の下で保管すること。なお、抗菌性飼料添加物を含有する最終製品については、所定の試験検査に必要な検体の量の2倍以上の量を保管すること。
- ⑦ 試験検査に用いる施設又は機器を定期的に点検整備し、その記録を作成すること。

#### 7 自己点検

（1）事業者は、工程管理及び品質管理が確実かつ効果的に実施されていることを点検するため、自己点検に関する手順書を、原則として事業場ごとに作成する。事業者は、あらかじめ指定した者に、当該手順書に基づき自己点検を定期的に行わせ、その結果の記録を作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存する。

（2）事業者は、（1）の自己点検の結果に基づき、管理手法等に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるとともに、当該措置の記録を作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存する。

#### 8 異常時対応

事業者は、不適合品及び人や家畜に健康被害を発生させる可能性のある製品の発生、製造工程における設備又は機器の故障等により当該製品が製造される可能性があるなどの異常への対応につき、次に掲げる事項を含む異常時の対応に関する事項を記載した手順書を、原則として事業場ごとに定める。事業者は、当該事業場の製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者に、当該手順書に基づいて、異常時の対応を行わせる。

- ① 異常発生の原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理、又は品質管理に関し改善が必要な場合は、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。
- ④ 異常が認められた製品等を適切に処理すること。
- ⑤ 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。

#### 9 苦情処理

事業者は、製品の安全性に関して苦情があったときの対応につき、次に掲げる事項を含む苦情処理に関する手順書を、原則として事業場ごとに定める。事業者は、当該事業場の製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者に、手順書に基づき、苦情処理の対応を行わせる。

- ① 苦情に係る事項の原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。

- ④ 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。

#### 10 回収処理

事業者は、製品が不適合品である場合、又は人や家畜に健康被害を発生させる可能性がある場合等において回収を行うときの対応につき、次に掲げる事項を含む回収処理に関する手順書を定める。事業者は、その事業場の製造管理責任者又は品質管理責任者若しくは業務管理責任者に、当該手順書に基づいて、回収処理の対応を行わせる。

- ① 回収に至った原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者、販売者等の関係する事業者に対し、必要に応じて情報提供を行うこと。
- ④ 回収した製品等を適切に処理すること。
- ⑤ 回収処理の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。
- ⑥ 回収を行った場合は、原則としてセンターを通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）に回収に至った原因とともに報告すること。

#### 11 行政や関係機関との連携

事業者は、製造、輸入又は販売する飼料等の安全を確保するため、また飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じる可能性がある場合等の緊急時に対応するため、農林水産省及びセンター等の関係機関と以下のとおり連携を図る。

##### (1) 事業者の登録

事業者は、センターが送付する飼料等の安全確保に関する情報を受信するため、センターに電子メールアドレスを登録する。

##### (2) 飼料等の輸入又は製造の数量の報告

輸入業者及び製造業者は、毎年7月31日までに別記様式1又は2により前年度の飼料等の輸入又は製造の数量を畜水産安全管理課に電子メール、ファックス等により報告する。

なお、農林水産省に対して既に当該年度の報告を行っている場合には、上記の報告は不要とする。

##### (3) 生産地に関する情報の収集

輸入業者は、飼料等の生産地における干ばつ等の天候不順、倉庫等への保管時におけるかび毒の発生又は害虫の異常発生に伴う農薬散布等、飼料等の安全性に影響を及ぼすと考えられる情報を収集し、整理する。また、これらの情報のうち、飼料等の安全を確保する上で特に重要と考えられる情報については、センターを通じて畜水産安全管理課に報告する。

##### (4) サーベイランス及びモニタリングへの協力

事業者は、農林水産省の策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づきセンターがサーベイランス及びモニタリングを実施する場合は、サンプルを提供するなどの協力を行う。

##### (5) 試験検査結果の情報提供

事業者は、試験検査の結果、広範囲に影響が及ぶおそれのあるなどの飼料の安全上問題となる傾向を把握した場合は、畜水産安全管理課又はセンターに情報提供する。

##### (6) 共有された情報の利用

事業者は、サーベイランス及びモニタリングの結果並びにその他の畜水産安全管理課、原料供給者等から提供される情報等を活用し、飼料等の安全性に影響を及ぼすと考えられる最新情報を

把握する。必要であれば、原料の調達先、原料の種類、試験検査の頻度及び対象等の見直しを行う。

#### 第4 ハザード分析に基づく工程管理

事業者は、第3に基づく適正製造規範を実施した上で、調達する原料等の種類及び調達先、製品の種類、施設内の構造等の事業者ごとに異なる製造実態を踏まえて、HACCPの考え方に基づき、以下の1及び2の手順により、効果的かつ効率的にリスクを低減するための管理手法を自ら構築することが推奨される。なお、本手順は、コーデックス規格において定められたHACCP導入のための手順や、HACCPの手順を含む食品安全マネジメントシステムに定められた手順により代替される。

##### 1 ハザード分析

事業者は、事業場ごとに、調達する原料等の種類等を考慮して、原料等の規格を記載した一覧表及び当該事業場において発生する可能性のあるハザードを評価した表を作成する。

##### 2 重要管理点における工程管理

(1) 事業者は、1の評価の結果を踏まえ、発生可能性があるハザードについて、適切に管理するための主要な工程を特定し、当該工程における管理方法を工程管理基準書に定める。

(2) 事業者は、その事業場の製造管理責任者又は業務管理責任者に、工程管理基準書を適切かつ円滑に実施するための手順を作成し、第3の5に定めた工程管理手順書及び品質管理手順書に反映させる。

(3) 事業者は、(1)で定めた管理方法の妥当性について、十分な頻度で検証を行う。

#### 第5 センターによる適合確認

センターが、製造業者又は輸入業者からの申請により、GMPガイドラインの第3に基づく管理を実施していることについて、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続きにより確認した場合は確認証を発給する。

#### 第6 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤に関する製造工程管理

抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する製造業者は、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）により、センターが抗菌性飼料添加物の管理状況等について確認した場合、もしくは第5によりセンターがGMPガイドラインに基づく管理を実施していることについて確認した場合は、第3の6の②に示した製造ロットごとの分析を免除する。

#### 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き

##### 第1 確認手続き

1 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の第3に基づく管理が行われていることの確認を受けようとする飼料又は飼料添加物（以下「飼料等」という。）の輸入業者及び製造業者（以下「申請者」という。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）理事長に対し確認の申請を行うものとする。なお、製造業者にあつては、申請は飼料等の製造事業場毎に行うものとする。

2 申請者は、1の申請に際して、センターの定める規程に基づき必要な経費をセンターに納付するものとする。

3 センター理事長は、申請者から1の申請があったときは、現地検査を実施することにより、申請者が第3の基準を満たしているかどうか判定するとともに判定の結果を申請者に通知し、第3の基準を満たしていることを確認した場合は、確認証を発給する。

なお、製造業者については、製造事業場毎に現地検査の実施、判定結果の通知及び確認証の発給を行うものとする。

また、申請者が食品安全マネジメントシステムに関する民間認証を取得している等、第3の基準の一部を満たしていることが明らかであるとセンターが認めた場合は、確認に係る現地検査の一部を省略することができる。

4 確認基準を満たしていることについてセンター理事長の確認を受けた事業者は、確認基準に適合しなくなったときは、3の確認証を添え、その旨をセンター理事長に届け出るものとする。

なお、更新を受けず、有効期間が満了した場合も同様とする。

5 センター理事長は、適合確認を受けた事業者が確認基準を満たさなくなったときは、確認を取り消すことができるものとする。

6 確認の有効期間は、3年間とする。

## 第2 中間確認

1 第1によりセンターの確認を受けた事業者は、新規確認又は更新から次の更新の間、1年を超えない期間毎にセンターによる中間確認のための申請をしなければならない。

2 センター理事長は、1の申請があった時は、現地検査を実施し、帳簿や記録の記載状況の確認等を行うことにより、適合状態が維持されていることを判定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 1の規定による中間確認の申請を行わなかった事業者の確認は、第1の5の規定にかかわらず、有効期間を満了したものとみなす。

## 第3 確認の基準

### 1 組織及び従業員関係

ガイドラインの第3の1(1)及び(2)並びに次の点を満たしていること。

#### (1) 管理体制の整備関係

① 責任者及び担当者の所属、役職、氏名並びに業務内容が記載された組織図等が備えられ、組織における製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者の役割と権限が明確化されていること。

② 製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者は、ガイドラインに従い、自ら衛生管理、工程管理、品質管理に関する業務を行い、又はあらかじめ指定した者に業務を実施させていること。

#### (2) 教育訓練関係

① 教育訓練の手順書には、教育訓練の目的、内容、実施方法、記録の方法等が記載されていること。また、教育訓練の対象者等を具体的に定めた計画書が作成されていること。

② 製造管理責任者及び品質管理責任者又は業務管理責任者若しくはその指名した者は、外部で開催される飼料安全法等の研修を原則として1年に1回以上受講していること。

### 2 施設等の設置及び管理関係

ガイドラインの第3の2及び次の点を満たしていること。

#### (1) 敷地及び施設関係

① 施設の点検整備の対象、点検整備の方法、頻度、責任者及び記録の方法が定められていること。

② 施設等の汚染を防止する観点から、必要に応じて敷地の境界、車両の進入制限区域、立入制限区域が設定されていること。

また、必要に応じて、微生物汚染の防止のために、それ以外の区域と区別して管理すべき区域（以下「清浄区域」という）が設定されており、清浄区域の清浄性が保たれていることが、定期的な試験検査等により確認されていること。

③ 敷地及び施設内の各区域において取り扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。

④ 環境由来の汚染防止の観点から、飼料等が外気に触れる作業工程と場所が特定されていること。

## （2）設備及び機器関係

① 設備等の点検整備の対象、点検整備の方法、頻度、責任者及び記録の方法が定められていること。

② 清浄区域を設けている場合は、清浄区域内に設置されている設備及び機器のうち、微生物汚染防止の観点からの管理が必要な設備が特定されていること。

③ 給排水の設備や場所が特定されていること。また、上水道以外の水源を利用している場合は、水質検査等により、使用する水が用途に適していることの確認が行われていること。

④ 排水及び廃棄物を処分するための設備及び場所が特定されていること。

⑤ 各設備において扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。

⑥ 抗菌性飼料添加物又はこれを含有する飼料等と直接触れる設備（供用設備を含む）が特定されていること。また、抗菌性飼料添加物を添加・混合する設備が正常に稼働していることが、常時、確認されていること。

⑦ 設置している計量機器の種類、数、設置場所、計量範囲及び計量精度が明確になっており、点検整備の方法が定められていること。

設置している配合混合機の種類、数、設置場所が明確になっており、点検整備の方法が定められていること。

抗菌性飼料添加物を混合する配合混合機の混合精度の確認を1年に1回以上実施していること。

## 3 調達する原料等の安全確認関係

ガイドラインの第3の3及び次の点を満たしていること。

（1）調達する原料等の規格等の妥当性が定期的に確認され、必要に応じて規格等の見直し、契約の再締結が行われていること。

（2）調達する原料等ごとの安全性の確認の方法が定められていること。また、原料等の供給者における管理状況の確認の方法が予め定められていること。

調達する原料等の規格等の遵守状況が、試験検査等により定期的に確認されていること。

## 4 衛生管理関係

（1）ガイドラインの第3の4及び次の点を満たしていること。

① 衛生管理手順書には、具体的な管理方法、責任者、記録の方法等が記載されていること。

② 作業区域毎に求められる衛生状態に応じた、更衣や靴の消毒等の、人や資材等の入退場の管理方法が定められていること。

③ 消毒が必要な工程及び場所が特定され、消毒の方法及び使用薬剤が定められていること。

工程内において、結露対策又は飼料等の固結・滞留対策を重点的に行う箇所が定められ、管理方法及び固結・滞留して変敗したものの製品への混入防止措置が定められていること。

当該箇所において微生物汚染が発生していないことが定期的な試験検査等により確認されていること。

④ 有害鳥獣及び害虫による汚染が発生しやすい場所が特定され、防除方法、責任者、記録の方法及び対策の効果の確認方法が定められていること。

⑤ 飼料等への有害物質の混入防止の観点から、清掃、消毒、有害鳥獣及び害虫の対策に用いられる薬剤が特定され、薬剤等の使用方法、保管方法、責任者及び使用の記録の方法が定められていること。

これらの薬剤等が指定された場所に、指定された方法で保管されていること。

⑥ 廃棄物や排水の飼料等を取り扱う設備へ混入防止対策、廃棄物の保管場所及び保管方法が定められていること。

指定された場所及び設備以外の場所に、廃棄物や汚水を認めないこと。

(2) 衛生管理に関する検証方法があらかじめ定められ、検証結果に基づき、必要に応じて手順書の見直し等の改善が図られていること。

## 5 工程管理及び品質管理関係

(1) ガイドラインの第3の5の(1)及び次の点を満たしていること。

① 工程管理手順書には、具体的な管理方法、責任者、実施者、記録の方法等が記載されていること。

② 原料受入時の確認手順が定められていること。

③ 製造指示書、配合割合表等の作成方法、責任者、抗菌性飼料添加物を含む飼料等の製造順位の決定方法、配合割合等が法令に定める基準・規格等に適合していることの確認方法が定められていること。

作成された配合割合票等が、法令に定める基準・規格に適合していること。

④ A飼料、B飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策並びに原料と製品の交差汚染対策が定められていること。

⑤ 抗菌性飼料添加物の在庫数量等の確認手順、担当者、責任者及び記録の方法が定められていること。

抗菌性飼料添加物の在庫数量等の確認が毎日実施されていること。

⑥ 再加工を行う場合の安全性の確認方法があらかじめ定められていること。

⑦ 表示票の作成手順、責任者及び適切な表示が行われていることの確認方法、不要となった表示票の取扱方法等があらかじめ定められていること。

製品に付されている表示が法令に定める表示基準に適合していること。

⑧ 飼料安全法第52条に基づく帳簿が、原料の入荷、製品の製造、出荷の状況等がロット番号等により相互に関連付けて記載されていること。

(2) ガイドライン第3の5の(2)及び次の点を満たしていること。

① 品質管理手順書には、品質管理に関する業務の内容、責任者、記録の方法等が記載されていること。

② 試験検査を含む品質管理に関する業務の実施時期及び頻度、対象、方法を定めた品質管理計画の作成手順が定められていること。

③ 抗菌性飼料添加物を含有する飼料における抗菌性飼料添加物の含有量が、法令に定める基準・規格に適合していることを、定期的な試験検査等により確認すること。

④ A飼料、B飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策、原料と製品の交差汚染対策等が有効に機能していることを、定期的な試験検査等により確認すること。

⑤ 抗菌性飼料添加物を含有する飼料等の製造において、加熱加圧処理の工程を含む場合に、事前に製品中の抗菌性飼料添加物への影響を確認すること。

(3) 工程管理及び品質管理に関する検証方法があらかじめ定められ、検証結果に基づいて、必要に応じて手順書の見直し等の改善が図られていること。

#### 6 試験検査関係

ガイドラインの第3の6及び次の点を満たしていること。

(1) 試験検査手順書には、試験検査を外部委託する場合を含む、検体の採取方法、試験検査の実施方法、実施者、責任者、結果の判定方法、結果に基づく対応方法、検体の保管方法、記録の方法等が記載されていること。

(2) 実施する試験検査に関して、あらかじめ検査方法の妥当性が確認されていること。

#### 7 自己点検関係

ガイドラインの第3の7及び次の点を満たしていること。

(1) 自己点検に関する手順書には、自己点検の責任者、実施者、点検内容、実施時期、記録の方法等が記載されていること。

(2) 自己点検の結果に基づき、必要に応じて手順書の見直し等の改善が図られていること。

#### 8 異常時対応関係

ガイドラインの第3の8及び次の点を満たしていること。

(1) 異常時対応に関する手順書には異常時対応手順書が適用される状況及び判断基準、異常時の連絡体制及び情報共有体制、異常が認められた製品等の処理方法、原因究明体制、記録の方法等が記載されていること。

(2) 原因究明の結果に基づいた改善措置として、必要に応じて手順書等の見直しが行われていること。

#### 9 苦情処理関係

ガイドラインの第3の9及び次の点を満たしていること。

苦情処理に関する手順書には苦情処理の対応手順、連絡体制、苦情の対象となった製品等の処理方法、原因究明体制、記録の方法等が記載されていること。

#### 10 回収処理関係

ガイドラインの第3の10及び次の点を満たしていること。

回収処理に関する手順書には回収処理の対応手順、連絡体制、回収した製品の保管方法、識別方法、処理方法、記録の方法等が記載されていること。

#### 11 行政や関係機関との連携関係

ガイドライン第3の11及び次の点を満たしていること。

センターに登録している電子メールアドレスが最新のものとなっていること。

### 第4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除

抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第1に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知)」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知)」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知)」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知)」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省

畜産局長・水産庁長官連名通知)」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知)」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)」に定める方法により実施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシンを含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。



(別記様式1)

## 飼料等の製造数量の報告（平成 年度分）

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 飼料検査指導班担当者 あて（FAX：03-3502-8275）

社 名 \_\_\_\_\_  
担 当 者 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
連絡先：住所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

表1 飼料

区分	飼料の種類名	製造数量(トン)
単体飼料	A飼料 <sup>2)</sup>	
	A飼料以外	
混合飼料	A飼料 <sup>2)</sup>	
	A飼料以外	
配合飼料	A飼料 <sup>2)</sup>	
	A飼料以外	

表2 飼料添加物

区分	飼料添加物の種類名	製造数量(トン)
A飼料 <sup>2)</sup>		
A飼料以外		

### 《記載にあたっての注意事項》

- 1) 製造数量は、正確な集計が取り纏められていなければ概数で御記入願います。
- 2) 「A飼料」は、反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしか)用に使われるもの(他の家畜との共用を含む)を意味
- 3) 記入欄に記入しきれない場合には、別葉にして御記入願います。

(別記様式2)

## 飼料等の輸入数量の報告 (平成 年度分)

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 飼料検査指導班担当者 あて (FAX : 03-3502-8275)

社 名 \_\_\_\_\_  
担 当 者 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
連絡先 : 住所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

表1 飼料(乾牧草及び主要穀類)

区分	輸出国名	輸入件数	輸入数量(トン) <sup>1)</sup>
乾牧草			
とうもろこし			
マイロ			
ライ麦			
エン麦			
その他の麦類			

表2 飼料(表1で報告されたものを除く)

区分	品目名	輸入件数	輸出国名	輸入数量(トン)
単体飼料	A飼料 <sup>2)</sup>			
	A飼料以外			
混合飼料	A飼料 <sup>2)</sup>			
	A飼料以外			
配合飼料	A飼料 <sup>2)</sup>			
	A飼料以外			

表3 飼料添加物

区分	品目名	輸入件数	輸出国名	輸入数量(トン)
A飼料 <sup>2)</sup>				
A飼料以外				

### 《記載にあたっての注意事項》

- 1) 輸入数量は、正確な集計が取り纏められていなければ概数で御記入願います。
- 2) 「A飼料」は、反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしか)用に使われるもの(他の家畜との共用を含む)を意味
- 3) 記入欄に記入しきれない場合には、別葉にして御記入願います。

## 12 飼料安全法及びBSE発生防止のための飼料規制の順守に係る検査・指導について

飼料安全法第56条及びBSE発生防止のための飼料規制の順守に係る検査・指導ガイドラインに基づき、製造段階（飼料製造業者）・保管段階（飼料販売業者）・使用段階（畜産農家）ごとに年間計画を作成し、畜産課・振興局・家畜保健衛生所で立入検査を実施しております。調査へのご協力をお願いします。

以下、飼料安全法より抜粋

（立入検査等）

第五十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、飼料の使用者の畜舎その他飼料の使用に関係がある場所に立ち入り、飼料、その原料若しくは材料若しくは飼料の使用の状況を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前各項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させたときは、当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を公表する。

## 飼料や飼料添加物についての問い合わせ先

長崎県畜産課	長崎市尾上町3-1 TEL (095) 895-2954 FAX (095) 895-2593
中央家畜保健衛生所	諫早市貝津町3118 TEL (0957) 25-1331 FAX (0957) 25-1332
県南家畜保健衛生所	島原市有明町大三東戊908-1 TEL (0957) 68-1177 FAX (0957) 68-2056
県北家畜保健衛生所	佐世保市竹辺町92 TEL (0956) 48-3831 FAX (0956) 48-3832
五島家畜保健衛生所	五島市吉久木町725-3 TEL (0959) 72-3379 FAX (0959) 72-1023
壱岐家畜保健衛生所	壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL (0920) 45-3031 FAX (0920) 45-3386
対馬家畜保健衛生所	対馬市美津島町鶏知乙110-4 TEL (0920) 54-2179 FAX (0920) 54-3149

## 飼料安全法に基づく届出についての問い合わせ先

長崎県畜産課	長崎市尾上町3-1 TEL (095) 895-2954 FAX (095) 895-2593
県央振興局農業企画課	諫早市永昌東町25-8 TEL (0957) 22-0389 FAX (0957) 22-6808
島原振興局農業企画課	島原市西八幡町8509-2 TEL (0957) 62-3610 FAX (0957) 62-4303
県北振興局農業企画課	佐世保市吉井町大渡80 TEL (0956) 41-2033 FAX (0956) 64-2239
五島振興局農業振興普及課	五島市福江町7-1 TEL (0959) 72-5115 FAX (0959) 72-5117
壱岐振興局農業振興普及課	壱岐市芦辺町国分東触678-7 TEL (0920) 45-3038 FAX (0920) 45-3045
対馬振興局農業振興普及課	対馬市巖原町宮谷224 TEL (0920) 52-4011 FAX (0920) 52-0960